

平成16年第4回竜王町議会定例会

平成16年12月20日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

日程第1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|-----|-----------------------------|--------|
| 1 | 平成 17 年度町予算編成方針等について | 川嶋哲也議員 |
| 2 | 新教育長に教育行政方針について伺う | 川嶋哲也議員 |
| 2-1 | 児童、生徒の通学等安全対策について | 竹山兵司議員 |
| 3 | 水害対策・地震対策について | 川嶋哲也議員 |
| 4 | 障害者職場実習推進事業（知的障害者）の実施について！！ | 寺島健一議員 |
| 5 | 自律推進計画の基本的な考えを伺う | 若井敏子議員 |
| 6 | 自律の町の連携にむけて地方自治法上の協議会設置を | 若井敏子議員 |
| 7 | 指定管理者制度のあり方を問う | 若井敏子議員 |
| 8 | 女性と高齢者をもっと誘って竜王農業の確立を | 若井敏子議員 |
| 9 | 高校普通科の全県一学区制について | 若井敏子議員 |
| 10 | 町内防犯パトロール強化について | 岡山富男議員 |
| 11 | 結婚対策について | 岡山富男議員 |
| 12 | 少人数学級の導入について | 岡山富男議員 |
| 13 | 今後の財政について | 岡山富男議員 |
| 14 | 集落懇談会から得られたことは？ | 辻川芳治議員 |
| 15 | 自治会活動の活性について | 辻川芳治議員 |
| 16 | 農振農用地区域および都市計画区域の変更見直しについて | 近藤重男議員 |
| 17 | 公民館ではなく文化会館を | 中島正己議員 |
| 18 | 県道綾戸東川線の歩道について | 勝見幸弘議員 |
| 19 | 町税等口座振替のお知らせの個人情報について | 勝見幸弘議員 |
| 20 | 竜王町にとって県有地の有効活用とは | 勝見幸弘議員 |
| 21 | 近隣の市との比較について | 山田義明議員 |
| 22 | 三位一体改革と町財政等について | 竹山兵司議員 |
| 23 | 県道水口竜王線道路拡幅工事等について | 竹山兵司議員 |
| 24 | 山之上に福祉プラザの建設を | 竹山兵司議員 |

開議 午前9時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成16年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（村井幸夫） 日程第1、一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いを申し上げます。

発言通告書が先に提出されていますので、それに従い、質問をお願いいたします。

それでは、11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 私は、平成16年第4回定例会の一般質問3問の質問をさせていただきます。

1点目につきましては、平成17年度町予算編成方針等についてお伺いをいたしたいと思っております。

平成16年もあと10日余りで新しい年を迎えますが、国・県・地方においては財政改革、地方分権改革および教育改革等が本格的な取り組みの中で平成16年度から国と地方の税財源を見直す三位一体改革が進められ、国の基本的な枠組みが示され、末端市町村はさらに厳しい財政運営に迫られます。

つきましては、山口町長就任初めての平成17年度予算編成と次のことについて、町長のお考えを伺います。

1点目につきまして、三位一体改革による地方・市町村への税源移譲額、地方交付税などが明確でない。また、町では自律推進計画の策定の段階であります。平成17年度予算編成の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

2点目、特に国民保険税および幼稚園保育料、保育所徴収金等、公共料金の値上げ改定の考え方について伺います。

3点目に、町税等、平成15年度末約1億1,000万円の未収入額の収納対応について伺います。

4点目、東海道新幹線びわこ栗東駅の建設費用負担約240億円は、新駅の利用

や効果が見込まれる地域の人口が県全体の5割以上とのことですが、町はその地域に含まれているのか。含まれているならば、その負担額はどれぐらいかお伺いします。

また、2市1町、野洲・湖南市・竜王町連絡協議会にかかわっての負担について、もしわかればお伺いいたしたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 川嶋議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の予算編成の基本的な考え方につきまして、まずお答えを申し上げます。

三位一体の改革につきましては、ご高承のとおり、11月26日に改革の全体像が決定されたところでございます。しかし、補助金の削減や税源移譲など町側の期待とはほど遠い、国の権限の温存が目立つ結果となりました。

また、具体的な方向がこれから国の予算編成の中で決定されるという状況でございます。

国では、本日、財務省原案が閣議決定をされ、各省庁の方に通知をされるということになるように聞いております。あと、各省庁との大臣折衝等、後半戦があるわけですが、基本的にはまだ県を通じましての内容が明確になっておりませんので、改革による影響額は、まだまだ不透明な部分があるわけでございます。

このような中で一部税収の増が見込まれるものの、依然として地方財政は厳しい状況下であろうと感じております。このような背景から、本町では4月から自律推進計画の策定に取り組んでおりまして、その経過につきましては随時議員の皆さんにもご報告をいたしておるところでございます。

計画では、これまでの行政の取り組みを見直し、むだを省き、新しい課題や住民ニーズにこたえるべき、また自律を目指す地域再生への取り組みなど、町職員や住民の意識を変革しながら住民協働のまちづくりへと進んでまいりたいと考えております。

特に、平成17年度は計画取り組みの初年度でもございまして、平成17年度の予算編成においては、自律推進計画策定の精神をもとに選択と集中を一層徹底し、計画の具体的な、また効率的な推進を図り、行財政改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

施設整備も一段落したことから、行財政のスリム化を図る中で人づくり、まちづくりに向けた次世代の子育て対策など、ソフト事業を中心とした予算編成を行ってまいりたいと考えております。そのようなことから、限られた財源を有効に活用するため、一般会計についてはこれまでの各課からの個別積み上げによる方式から、あらかじめ一定財源の枠配分を行い、一定の査定権を各課に委ね、住民ニーズを原課において的確に把握し、職員が知恵を出して優先度や緊急度に応じて予算編成を行う仕組みを施行いたしております。

そして、財政基盤の確立を図り、公約であります若者が住みつく魅力あるまちづくりを一步一步目指していきたいと考えております。

続いて、4点目の東海道新幹線、仮称ではございますが、びわこ駅の建設費用負担についてでございますが、利用効果の範囲については将来、本町住民の皆さんの利用があらうかとは考えられますが、基本的には県南部地域であり、大津、湖南、甲賀の人口が約76万人であり、県人口の56%程度を占めるとされております。このことから、負担金問題が議論をされております東海道新幹線びわこ栗東駅設置促進協議会には、竜王町としては参画をしておりませんので、ご質問のような費用負担等の要請がないのが現時点での実情でございます。

なお、周辺関係市町の状況については、いずれにしても厳しい自治体の財政状況のある中、それぞれの住民に説明、理解が得られる根拠を滋賀県や栗東市に求められているようでございまして、現在その調整が難航しているというように聞いております。

このような状況ですので、野洲市、湖南市、竜王町の2市1町が構成する総合調整協議会にかかわっても現在のところ何の動きもないのが現状でございます。

以上、川嶋議員さんからのご質問に対しましてのお答えとさせていただきます。

なお、2点目、3点目のご質問については、それぞれの担当課長からご回答を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 川嶋議員さんの国民健康保険税の値上げ改定についてのご質問にお答えいたします。

急速な少子・高齢化の進展や医療技術の進歩、低迷する経済状況など、医療を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。国民健康保険制度と政府管掌、健康保険組合の制度を比較いたしますと、現役の働き盛りの方が政府管掌や健康保険組合の加入者に多く、一方、国民健康保険の加入者は退職年齢の約60歳

前後から国保への移行が始まり、高齢者世代の加入者が多くなるという状況がございます。

また、1人当たりの医療費は年齢が高くなるにつれて上昇する傾向にあり、特に60歳から急激に上昇するために国保の加入者は、まさに医療費の負担が多くなっているのが現状でございます。中・高年層が国保に集中するといった構造的な課題がございます。

本町の国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳出では老人保健および介護保険への拠出金の増加や景気の低迷による雇用状況の悪化によって、若年加入者や段階の世代の早期退職者などの加入によります急激な被保険者の増加によって、医療給付費が年々増加してまいりました。

歳入では、景気の低迷による課税取得の低下や無所得者の増加など、国民健康保険税が歳出とは逆に1人当たりの税額が低下しております。この不足いたします財源に充てるために平成15年度で財政調整基金を取り崩して繰り入れを行ってまいりましたが、15年度の年度末では約200万円の基金の残となっております。平成16年度予算では、一般会計より5,000万円を繰り入れし、税率改正を見送ったところでございます。

国保税率の改正につきましては、前回、昭和63年に改正を行ったもので、今日まで17年間、健全に運営がなされてまいりました。しかしながら、昨今の医療給付費の増加は、国保財政を急激に圧迫をしてまいりましたことから、目的税であります国民健康保険税を平成17年度に向けて増額改正をさせていただきたく、支出に見合います税率についての検討を国民健康保険運営協議会の委員さんにご検討を願っているところでございます。

少子・高齢化など、社会構造的な課題もありますことから、国においても平成19年度には抜本的な医療制度改革が行われる予定でございます。町として、今後の動向や情報を精査しながら総合扶助の機能が発揮できる健全な制度となりますよう検討をしてまいりたいと思っておりますので、住民の皆様には格別のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

2点目でございます。

保育所徴収金の値上げ改定の考えについてのご質問でございますが、保育所の保育料につきましては、国より毎年徴収金基準額が示されておりました。この基準を上限として徴収するように定められております。本町は、保護者の負担をできるだけ少なくするよう基準額から1割を軽減して保育所入所児童に要す

る費用の徴収規則によりまして保育料を定めております。

したがって、国の基準が変更されましたときには、本町の基準額も変更をいたしております。平成17年1月ごろには、国の基準が変更される予定でございますので、17年度については国の基準を参酌しながら見直しを予定いたしております。

以上、川嶋議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 松浦学務課長。

**○学務課長（松浦つや子）** 続きます。幼稚園保育料の改定についてのお尋ねでございますが、当町の保育料は現在、3歳、4歳、5歳児とも1カ月4,800円の11カ月分で年間5万2,800円を徴収いたしております。この額は、平成7年度に改定をいたしまして、その後、現在に至っております。

基礎資料としております地方交付税の算定額は、3年ごとに見直しがされておられ、当町につきましても10年ほど据え置きをしておりますので、改定をする方向で検討しております。

以上、お答えいたします。

**○議長（村井幸夫）** 杼木税務課長。

**○税務課長（杼木博子）** 3点目の町税と平成15年度末約1億2,000万円の未収入額の収納対応について伺うのご質問にお答えいたします。

15年度末滞納額約1億2,000万円でございますが、そのうち約8,500万円が一般会計でございます。昨年からの増加原因を見ますと、先日の監査委員さんのご報告にもございましたように、景気低迷によります数社に及ぶ企業の破産に伴う固定資産税の累積が大きく、加えまして景気不安定によります個人破産に至る事例も多く発生しているのが大きな要因と考えております。

特別会計におきましては、約3,300万円でございますが、住民登録は竜王町に置きながら居所不明になっているケースや、特にここ数年、景気の悪化によります企業の縮小や破産により、リストラに遭われた被保険者さんが多く、このことが大きな原因と考えております。

次に、未収入額の収納対応ということでございますが、申し上げるまでもなく税の徴収につきましては、地方税法や国税徴収法等に基づきまして随時適正な処理を行っているところでございます。

簡単に申し上げますと、納税通知をしまして納期限を過ぎても納付されない場合は、督促状を発付し、それでも納付されない場合は財産の調査をし、財産が

有れば差し押さえ処分を行い、換価する。差し押さえ処分する財産がない場合は、滞納処分の執行を停止し、不納欠損をするというものでございます。

しかし、現実には法律どおり履行することはしごく困難なことでございます。差し押さえ処分をする財産が見つからない場合や、差し押さえるには無益な財産である場合等、一概には申し上げられませんが、多岐にわたるさまざまなケースがございます。

滞納者個々のケースを整理するには、滞納者とまず接触することから始めなければいけないため、納税相談への呼び出しや、税務課職員や全管理職員さんの夜間訪問等を実施し、納税交渉を図るなど、日々奮闘しているところでございます。

収納率の向上につきましては、今後、三位一体の改革が推進され、地方の権限と責任が大きく拡大される中、特に歳入におきましては所得税から住民税への税源移譲が図られることによりまして、自主財源である町税の収納率の如何が町財政を大きく左右しますこと、また当然のことながら納税は国民の義務でありますことから、収入未済額の縮減に向けて、法律に基づく厳格な対応を進めることを大前提といたしまして、さらにきめ細かな徴収対策の強化に取り組んでいきたいと考えるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（村井幸夫） 11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） これにつきましては、それぞれ担当主監ならびに課長の方からお答えをいただいたわけでございます。特に2点目の公共料金の値上げにつきましては、それぞれ17年からというような回答もいただいておりますが、それにしてもPRの期間が短いんじゃないかなど、こういうように私は思うわけでございます。

町長にも、その考えがあるかと思えますけれども、町長のお考えを聞かせていただきたいと、このように思います。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、川嶋議員から税の値上げでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、非常に竜王町は長い間、税制改正はしておられなかったということでございます。こういったことで、非常にそういう問題も改革も時たまできていなかったということに大きなしわ寄せがなってきたのではなかろうかと、このように思います。こういったことによりまして、やは

り早くから薄く改正をしていた方が皆さんに大きな負担が一気にかかるということにはなかりょうかと思えます。

そういったことで、今期を改革しなければならない時期であろうと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 次の質問に移ります。

2点目の質問に入らせていただきます。新教育長に教育行政方針について伺います。

岩井教育長には、犬井前教育長の任期退任により、後任として10月26日、ご就任をいただきました。30年以上にわたる教育経験を生かして、町の教育環境の充実等に努力いただきたいと思えます。

つきましては、就任に当たって、次のことについてお考えを伺いたいと思えます。

1点目、毎年度初めには教育行政方針が示されますが、特に新教育長としての教育方針についての所信を伺いたいと思えます。

2点目、11月19日、奈良県内において小学生の下校時に誘拐殺人事件が発生いたしました。また、本町ならびに近隣町においても11月中旬より、車等によるわいせつ目的事件が連続発生しているところでございます。

学校・保護者・地域・警察との連携が必要であると考えます。交通安全を含め、学校での安全対策、特に登下校時の安全対策への取り組みについて、考えを伺いたいと思えます。

3点目、中学校、小学校の校舎、体育館の雨漏れ等による補修改修が必要とのことですが、これの改修計画について伺います。

特に中学校の第二、古い体育館でございますが、耐震調査では危険であるとのこと、解体等、早急な対応が望まれますが、考えを伺います。

4点目、平成22年施行されました教育基本法は、施行以来、改正されていないことから、今回、社会の変化および教育全般のさまざまな課題が生じてきたことから、教育基本法が改正されるとのことですが、教育長のご所見を伺います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

4点目の質問でございますが、平成と言うたようでございますが、昭和でございます。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 川嶋議員さんの質問にお答えしたいと思います。

1点目に教育方針についてのお尋ねでございますが、今日まで何回か教育改革がなされてきました。今までの教育改革は、どちらかといいますと子どもを押さえつける教育、いわゆる教師が大学などで自分が専門的に研究をしてきた知識や理論を子どもたちに教え込む教育だと思います。

平成14年度から大きく教育内容の中身が変わりました。子どもたちに基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した、個に応じた教育の推進、みずから学び、考え、行動する生きる力の育成など、これからの教育は押さえ込むことよりも子どもを伸ばす教育、これを目指していかなければならない、このように思います。

また、激動する社会の中で生きていくために、今の子どもたちに何が必要かと考えたとき、公の心を持つことと、常に生活の基本として相手の立場に立って考え、行動のできる生徒の育成が求められております。

最近、学校に対して、帰属心や愛校心が薄いなどと、よく耳にします。子どもは、押さえつけられたり、知識を詰め込むというようなことは嫌います。人間は、だれでも自分を大事にしてくれるところには親近感を持つものです。

子どもを大切にするということは、幾つかの考えがございます。

1つ目には、子どもの願いをしっかりと受けとめることだと考えております。自分の思いや願いを受けとめてくれる人に対しては、反抗心や敵意を持つ人はいません。学校に対して愛校心を持っていれば、卒業をした母校に石を投げるというような事件も起こらないと、このように思います。

2つ目は、子どもが自分の将来を切り開いていく能力を育てること。それが子どもにとって大事なことではないでしょうか。子どもが将来生きていくのに必要な能力を育てる教育の充実を図らなくてはならないと考えています。

子どもは、しっかりと自分らしく生きたいという願いを持っています。教育は、どうしたら自分の人生が開けていくかということを見つけさせ、それを実現する能力を育てること、それが子どもを大事にする学校だと思います。

ある中学校の卒業生の青年の詩を紹介します。

「先生、聞いてください。僕らの悩みと焦りを。先生、話してください。あなたの青春の夢と希望を。先生、笑ってください。教室の暗さを。先生、叱ってください。僕らのさぼりと不平を。先生、教えてください。人生の果てしなきつらさと厳しさを。」

子どもたちは、一見、子どもっぽく行動をしているように教師には見えるかもしれませんが、中学3年生にもなると、この詩のように切実な思いを持っていながら、それが教師にも、親にも伝わっていない、このように思います。

学校という社会の中で、教師・児童・生徒・保護者・地域が、地域の人たちのコミュニケーションが図れるような環境づくりをしていきたいと考えております。

前犬井教育長の教育行政方針を踏襲するとともに、児童生徒の状況把握に努め、町民の皆さんの願いや、これからの竜王町の明日を考えながら微力ではございますけれども、精一杯職責を果たしていきたいと考えておりますので、よろしくご指導・ご鞭撻をお願いしたいと思っております。

3点目の学校・園の補修・改修計画についてのお尋ねですが、ご承知のとおり、大規模な修理になりますと、かなりの費用が必要になってきますことから、当面、補修につきましては修繕費などの予算で対応をしたいと考えております。竜王小学校の校舎、竜王西小学校の体育館の雨漏りにつきましては、今議会の補正予算に計上しており、お認めをいただいて、また竜王中学校第一体育館の雨漏りにつきましては、9月の補正予算をお認めいただいておりますので、今月から来月にかけて修繕をしていきたいと思っております。

その他につきましても随時修繕をしてまいりたいと考えております。あわせて、竜王中学校校舎の大規模改修を計画しており、校舎を優先に考えております。古い方の第二体育館につきましては、そのあと財政面も考慮する中で関係者と協議をし、これにかわる建物に建てかえをしたいと考えております。

4点目の教育基本法についてでございますが、我が国は日本国憲法のもと、戦後、民主的で文化的な国家、世界平和と人類の福祉に貢献できる国家を目指してきました。この実現には、教育の力に負うことが大きいとされ、教育基本法が制定をされました。

戦後60年を迎えようとしている今日、経済状況や社会状況は大きく変わり、生活のスタイルや就業の形態も戦後間もないころに比べますと、随分変化をしております。

インターネットに代表される情報化は、青少年を取り巻く状況も多分に影響を与え、男女参画社会、少子・高齢化社会など、21世紀に我が国が目指す国づくりの課題も変化しつつあります。

教育基本法の根幹にあります民主・平和・国民主権などの基本的な理念を尊重

しながら、新しい時代に即した基本法に見直し、凶る時期に来ているのではないかと考えております。

教育の世界では不易流行という言葉が大事にされております。いつの時代にあっても変わらないもの、変えてはいけないもの、そして時代を先取りし、新しい世代の未来を拓くもの、それぞれを大切にされた教育を進めていかなければならないと考えております。ひとつ、よろしく願いをしておきます。

2点目につきましては、担当課長からご説明させていただきます。よろしく願いします。

**○議長（村井幸夫）** 議長の不手際がありまして、関連質問がありますので、竹山議員、さきにご質問をお願いできますか。

8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 川嶋議員さんからもお尋ねがございましたが、私は児童・生徒の通学安全対策についてお伺いをしたいと存じます。

ご高承のように奈良県の女児誘拐殺人事件は、学童を持つ家族はもとより、世間を戦慄に巻き込み、大きな社会問題になっています。小学1年生有山 楓ちゃんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。とともに、1日も早い事件解決を望むものであります。このようなことが二度と起こらないためにも、万全の対策が急務であります。我が町の学校通学路安全対策等について伺います。よろしく願いします。

**○議長（村井幸夫）** 松浦学務課長。

**○学務課長（松浦つや子）** 川嶋議員さんの2点目の学校での交通安全対策についてのお尋ねと、竹山議員さんからもご質問をいただいておりますので、あわせてお答えをいたします。

近年、園児・児童・生徒が被害者になる事件が多発をいたしまして、当町や周辺地域におきましても不審者が出没をしており、いつ、何時、大きな事件に遭遇するかわかりませんので、常に危機感を持って対処せねばならないと考えております。

あわせてまして、本町は交通の要所であり、交通事故防止につきましても十分に考えなければなりません。とりわけ今年度、竜王中学校1年生が交通事故で命をなくしたことはまことに残念でなりません。二度と交通事故が起きないように、交通ルールを守り、命を大切にする教育を推進してまいります。

安全対策につきましては、実態や状況を把握するため、校・園長会、教頭会、

生徒指導主任会等で子どもたちの様子の報告を受けまして、問題点や取り組みなどにつきまして整理し、指導をしております。年間を通して計画的に安全教育を行いまして、子どもたちの安全意識を高めるとともに、教職員の研修や訓練などで危機管理体制を整えまして、事故・事件の未然防止と緊急事態時の迅速な対応に努めているところでございます。

具体的には、幼稚園では人形劇やビデオを見たり、親子で警察の方のお話などを聞いたり、指導をしております。

小学校では交通安全教室を実施いたしまして、歩行や横断の仕方、自転車の乗り方などの指導、警察の方や交通指導員さんのお話や実技指導を受けております。

中学校でも警察の方から交通安全の講話や実技指導、PTAと連携する中で交通ルールの遵守やヘルメットの着用指導などをしております。

校内の危機管理につきましては、まず不審者を校地内に入れられないこと。万が一、校地内に侵入しても校舎内に入れられないよう、さらに教室に近づけないよう、防犯講習や訓練などで意識向上に努めております。

あわせて、ハード面の整備といたしまして、防犯カメラや電話の設置、門扉のない竜王小学校と竜王中学校につきましては、現在、門扉の設置工事をいたしております。児童・生徒の安全確保につきまして、今、申し上げましたように子どもたちや教職員の意識向上に努めておりますが、学校の努力だけではおのずと限界があります。特に通学途上における子どもたちの安全確保につきましては、保護者や地域の皆様のご協力が必要です。

町の子どもたちをみんなで守るということをお願いさせていただきまして、実効あるものにしてまいりたいと考えております。

防犯や交通安全は命の教育とも深くつながっております。命の尊さや譲り合いの精神などを大切にされた教育もあわせて推進してまいりたいと考えておりまして、お答えいたします。

**○議長（村井幸夫）** 11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** 2点目につきまして、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

ただいまも、それぞれ保護者、さらには交通指導員さん、さらには地域の皆さん方ということでお願いをしていただいておりますが、それにもある程度の限度があると、こういうように思うわけでございます。そういうようなことで、他の町へ行きますと、ガードマンとか、そういう形の中で登下

校も、ついておっていただく町もあるように聞いております。そういうような考え方もやっていただく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、お考えをお聞きいたしたいと。

さらに、5年、6年ですか、ブザーを配布していただいているというようなことですが、全生徒にそれを持たせるという考えがあるのかなのか、その点についてもお聞きをいたしたいと、こういうふうに思います。

それから、3点目の問題ですが、古い体育館ですが、これは耐震調査もされたということですが、調査の結果についてお聞きをいたしたいのと、それから地震等についての安全性はどうかということについてもお聞きをいたしたいと、こういうふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** まず、体育館の部分でございます。安全性につきましては、耐震欠陥においても非常に危険やというように思いをいたしております。早急にしなければならないという思いはございますけども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、財政、そういったことを教にしながら何かを新たに考えていきたいというような思いをいたしております。

それから、防犯ベルの件でございますけども、この件につきましては今、小学校の女子、また中学校の女子、5年生だったと思うんですけど、女子から持たせてるんですけども、その分につきましても全員に持たせようか、どうしようかと、今、思案はいたしております。いずれにいたしましても、この防犯ブザーを持たせたあと、どのようにそれを活用してくれるかということも非常に心配をしております。

先だって、学校長を通じまして防犯ブザーの活用状況、またきちんと鳴るかというような点検もさせたところでございます。まず、持つというあたりの指導もしっかりとしていかなければならないという思いをしておりますし、今おっしゃいました、どうしていくかということにつきましては、今、協議をしているところでございます。貸与にするか、または給付にするかという部分もございます。

例えば大事に使って、小学校6年生の時点で学校に引き上げると。そして、また次の新しく入学してきた児童に渡すと、中学校も同じような方法、どのような方法がいいかということについても今のところ考えをしているところでございます。

います。

それから、ガードマンの件でございますけども、今もおっしゃいますように他町では幼稚園、小学校にはガードマンをつけているところもございます。そういった部分につきましても一遍、あわせて検討をしていきたいなという思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**○議長（村井幸夫）** 11番、川嶋哲也議員。

**○11番（川嶋哲也）** ただいまも教育長の方から回答をいただいたわけですが、体育館の問題でございますが、危険であるという調査の結果が出ておるわけですが、それを使わざるを得んという形の中で利用されておるわけですが、その点について、それでいいのかどうかということもある程度考えていただく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思ひますので、できることなら、やはりできるだけ早く解体するという考え方がいいのかどうかわかりませんが、その点についてお考えがあればお聞きをいたしたいと、こういうように思ひます。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 先ほどお答えさせていただきましたように、私も就任したあと、体育館の方が課題であるということは前犬井教育長から引き継いでおりました。中学校の大規模改修が本来であれば今年度、来年度あたりで終わっているということも聞いておりましたけども、財政の都合上、延びているということも聞いております。それが済み次第取りかかろうと思うんでございますけども、財政が許すならば中学校の大規模改修の終わるその次年ぐらいにはかかっていかなければならないなという思ひをいたしております。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 松浦課長からお答えをいただきました。おっしゃいますように、もちろん子どもたちは、学校・地域・保護者が、その安全対策に万全を期すことはもっともなことでございますが、現在の中学生のヘルメットの着用状況、さらに小さい子どもには人形劇を通じて、こうした事故防犯・防止対策をしているということでございますけれども、最近どのような人形劇をいつごろ、月に1回とか1年に1回とかやっておられるんですけども、小さい子どもたちが大変だろうと思ひますけれども、そういったことがいつごろ子どもたちに劇を通じて教育をなさっているのかということと。

校舎内に入れられないような実地的な防犯訓練も努めていることが、ごく最近のこととわかりましたらお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） ただいま、竹山議員さんの再質問のお答えでございます。

幼稚園での人形劇とかビデオとかの実施時期なんですけれども、6月、7月、それからもう片方の幼稚園では今の10月、それから12月ということ聞いております。

校舎内に入らないための訓練等なんですけれども、全体を通じまして各学期に1回か2回をもっているわけなんですけれども、特に中学校におきましては6月、それから10月にもさせていただいております。

小学校につきましても、10月に防犯教室とか、それから今後につきましても避難訓練等をするということをお聞かせいただいております。

幼稚園につきましても同じような形で、大体1学期に1回ぐらいの割でさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） ヘルメットは全員着用しているのですか。中学校のヘルメットの着用状況は。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 再度のご質問でございます。ヘルメットの着用につきましては、先ほども話をさせていただきましたように、学校、それからPTAもともに勉強する中で取り組みをしております。徐々には上がってきておりますが、まだ完全なものではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 3点目の質問をさせていただきます。

水害対策、地震対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

本年は、夏から秋にかけて台風が相次いで日本に上陸、全国各地に大きな被害をもたらしました。また、10月23日に発生した新潟県中越地震では多くの方が亡くなられ、多くの建物、道路等が被害を受け、その復旧・再建は、国はもちろん地方自治体に課せられた大きな課題となっております。

つきましては、町としてもその対応、対策に早くからお取り組みをいただいておりますが、今後起こると予想される集中豪雨による水害対策、また琵琶湖西岸等に発生が想定される地震対策について、町長および担当課長に伺いたいと思います。

なお、町の中央には防災拠点として立派な防災センターが建設されました。今後、岡屋地先を含めて町内に何カ所かの拠点を設置される計画となっておりますが、その計画の内容についても伺いたいと思います。

特に、その計画の1つとして、林地先、ふるさと農道の北側、日野川に囲まれたところに町有地を含めて地形測量も終わり、計画が進められていると聞いておりますが、今後の実施予定について伺います。

さらに、弓削水防倉庫の再建についても必要との考えから、計画検討するというところでございますが、その実施計画についてもお聞きをいたしたいと思いません。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 川嶋議員さんの水害対策、地震対策につきましてのご質問にお答えをいたします。

本年におきまして、我が国に上陸いたしました台風は観測史上最多の10個を数え、特に10月20日に来襲いたしました台風23号による被害は、近畿地方におきましても甚大なものとなり、当町もボランティア有志を募っていただき、10月31日に兵庫県豊岡市への災害復興支援活動に約50名もの町民の方々がご参加いただいたところでございます。

加えて新潟中越地震での対策ならびに震災後の復旧再建につきましては、ご指摘のとおり、国および地方自治体に大きな課題を課せられたものと認識をいたしております。

さて、ご質問の第1点目の当町における水害地震対策でございますが、実際に被害、災害が発生することが想定される場合には、町長を本部長とする町水防災害対策本部を設置し、その内容および緊急度に応じて関係各課の職員を配備し、あわせて町消防団にも出動を求め、県当局、警察当局、消防当局、气象台、報道等の関係各機関と密接な連携体制のもと、対策を決定し、迅速な対応を行うことといたしております。

さらに、ご指摘の琵琶湖西岸断層帯の地震想定につきましては、現在、滋賀県

で被害想定の調査が実施されており、今年度内にも県内全域における震度予測の公表が予定され、被害想定を取りまとめを含め、その対策を各市町村に指導されるところでございます。

また、東南海・南海地震対策につきましては、昨年9月に竜王町も強い揺れに見舞われる恐れがある防災対策推進地域に指定され、その地域指定では滋賀県下で当時23市町村が指定されており、特に県下でも湖東地域が震度6弱以上の予想地域との位置づけがされたものでございます。

この指定地域に該当する場合、東南海・南海地震にかかる地震予防対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画において、地震防災上、緊急に整備すべく施設などの整備に関する事項、いわゆる推進計画を定める必要があり、近々に国の推進計画マニュアルが示されるところでございます。

当町におきましても、この状況を踏まえ、平成15年度に作成いたしました竜王町地域防災計画に関し、特に地震対策および日野川浸水想定区域、ハザードマップを含めました見直し検討を加え、有事に際しての的確な対応はもとより、常日ごろから住民の防災意識の高揚に努め、予防防災、予防災害への万全な対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、水害、震災等の対応におきましては、医療機関の立地状況や災害の発生場所をはじめ、内容、状況、さまざまな課題があり、より柔軟、適切な行動が担保されるべき近隣市町との整合性のある防災計画となるよう連携を密に事務を進め、あわせて国・県の指導を仰いでいく予定でございます。

次に、第2点目の防災拠点整備でございますが、竜王町防災拠点等施設整備に関する検討委員会の検討結果を踏まえ、町内におきます防災拠点として、町防災センターを災害対策本部ならびに町外からの救援対策本部を設置する中枢施設と位置づけながら、ご質問の岡屋地先の南部防災センター、鶯川のコミュニティ消防センターにつきましても急々に整備をいたしたところでございます。

今後におきましては、ご質問の弓削水防倉庫の再建課題も踏まえながら、第二防災区での整備が必要であると認識し、早急に検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、さきに申し上げました地域防災計画での機能をどう位置づけるかによって、その仕様や立地条件が大きく左右されるところであり、現在、このことを踏まえ、整備・計画の対応をいたしたいと考えております。

次に、第3点目の林地先の施設整備につきましては、一部調査を進めています

ものの、立地条件の1つとしてご承知のように天井河川の日野川流域下にあり、災害時の被害想定もされること、また造成をはじめ、施設整備にも多額の経費が見込まれますことなどから、地元皆様の協議を含め、施設整備の効果性等、検討してまいりたいと考えております。今後とも一層のご指導・ご理解をお願い申し上げます、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

特に現在、防災センター、さらには鶴川のコミュニティ防災センターですか、それから岡屋の水防倉庫につきましては、それぞれ新しくなっているものもあるわけですが、その防災センターには、土のうとか、杭とかがある程度は確保されているというように聞いておりますが、どれぐらい確保されているのかどうかということと。

それから、今もご指摘があるわけですが、日野川沿線につきましては、そういう施設がないわけですが、各自治区である程度は対応しなさいと、こういうようなことですが、それぞれの地域にその資材等を町の方から配備していただきたいと、こういうように思うわけですが、その点についてのお考えをお聞きいたしたいと、こういうように思います。

それから、林地先の計画でございしますが、今日までの経過の中では用地の話も出ております。さらに、土地の持ちかえの話も具体的に話をされた経過があるわけですが、そういうようなことで、位置的な問題も含めてということで、検討していきたいと、こういうことですが、その点についてある程度、長のお考えがあれば、具体的なお考えがあれば町長の方からご回答がいただければありがたいなど。今までの経過もございしますので、その点は明らかにしていただきたいと、こういうように思うわけですが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、川嶋議員の方から防災に関する、防災施設についてのご質問でございます。かねて林地先の方には、区長さんをはじめ、お見えになりまして、場所はこういうところがあるということをお知らせして、いろいろお話し合いをさせていただきました。

ところが、よく見てみますと日野川沿いでございまして、このような場所には安全性は非常に求められないということで、できるだけ場所ができれば、もう

少し離れたところで、また川守、林、あの沿線がすべて手近に寄りつきやすい場所がいいのではなかろうかと、こういう話をしておりました。このようなことにおきまして、今後、十分調査させていただきながら、地元の皆さんと協議をしながら場所の選定をしていただき、当然、水防倉庫の設置は弓削もお話が出ておりますので、早く設置をしなければならないということは重々考えておりますので、時期につきましては何月のいつかというわけには申しませんけれど、ひとつ近々にその問題につきましては検討を進めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解を願いたいと、こう思います。

○議長（村井幸夫） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） 川嶋議員さんの再質問の第1点目でございますが、町の防災拠点に土のうを含めて資機材をどのくらい置いてあるかというご質問だと、このように考えております。

まず、資機材でございますけれども、町防災センターの方につきましては、土のう袋を約2,000枚、今、準備をいたしております。さらに岡屋の方の南部防災センターという位置づけでございますが、ここには土のう袋を1,500枚用意をいたしております。なお、杭でございますけれども、15センチの直径の杭でございますが約100本用意をいたしております。

鵜川のコミュニティ消防センター、これは水防倉庫と併用いたしておりますが、土のう袋を1,000枚用意いたしております。杭につきましては、100本用意をいたしております。これは8センチの直径でございます。

なお、鉄筋の方でございますけれども、水防工法に用います鉄筋でございますが、50本、用意をいたしております。

なお、2点目の日野川沿線の方の水防関係の、特に資機材の配布についての配備のご質問でございますが、ただいまも町長からご答弁申しましたように、第二防災区の方は日野川沿線の防災区につきましては、早急に施設整備が必要だということを考えております。資材の配備につきましては、地元の皆さん方にご協力をいただいている部分はございますが、町といたしましての考え方は今後検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 次に、6番、寺島健一議員。

○6番（寺島健一） 私は、平成16年第4回定例会の一般質問において、1点の質問をさせていただきます。

障害者職場実習推進事業、知的障害者の実施についてでございます。障害者福祉制度も昨年度から社会福祉事業法が改革され、長年公的責任のもとで実施されておりました措置制度から、支援費制度に移行したところでございます。いわゆる選べる福祉サービスと言われております。また、障害者基本計画では、平成14年12月24日に閣議決定されたところでございますが、これの雇用・就業の項に基づく施策が示されたところであります。

滋賀県でも提案されております施設から地域への移行促進や通所授産施設から企業への就労促進という課題に近づくために施設内の授産事業の機能分化をより強化にしていかなばなりません。このため、平成13年7月に策定されました滋賀県障害者施策の長期構想2010では、21世紀を拓く滋賀らしい新たな取り組みとして、「ともに暮らし、働ける滋賀」を掲げ、雇用の確保や社会就労の促進、職場の開発等の取り組みがされているところでございます。

こうした中、障害者雇用を促進するためには、まず職場における実習機会の拡大が望まれていることから、町といたしましては、まず庁舎内から積極的に知的障害者の職場実習に取り組むことに対し、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 寺島議員さんのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進に関する法律において定められております。その中で地方公共団体は、常用雇用者数に2.1%以上の雇用を行うことが義務づけられています。竜王町におきましては、その法定雇用率は満たしているところであります。

現在、障害者の就労の場の確保につきましては、平成13年7月に策定されました滋賀県障害者施策長期構想2010や、平成15年5月に策定されました東近江地域障害者福祉計画により、進められているところであります。

東近江地域障害者福祉計画では、障害者がその適正と能力に応じて可能な限り、企業就労ができるように1点目に東近江圏域のすべての企業が法定雇用率を達成する。

2点目に、各種助成制度の有効活用を促進する。

3点目に、地方公共団体の障害者雇用を促進するという、3つの課題の推進を図ることを掲げております。

まず1点目につきましては、先ほども申し上げましたとおり、竜王町役場としては達成をしております。

2点目につきましては、民間企業を対象にしているものでございます。

また、3点目につきましては促進を図っていくというものでございます。竜王町役場におきましては、知的障害の方の職場実施の実現には至っておりませんが、県における障害者の雇用促進制度の活用と合わせ、職場実習の取り組みについて関係機関と連携を図りながら、検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 6番、寺島健一議員。

**○6番（寺島健一）** ただいま、前向きに取り組みの姿勢は伺えたところでございますが、まず庁舎内、既に県では行政機関での障害者雇用を率先されて、例を申し上げますと、知事室とか、また各振興局での仕事を有給で実習が実施されているところでございます。

また、幾つかの市行政においても実施がされております。草津、大津、彦根等でされておるように聞かされております。庁内で取り組まれることによりまして、一般企業へ就労できる訓練、またこの人たちは作業所から出ることに勇気が要る、そんなところから自信をつけるためとか、庁舎内の職員さん、役場の職員さんにつきましては、普段から人権学習もされおり、このような人たちと接するのに理解があり、その人たち自身が働くことに勇気づけられ、安心して就労できるものと思われるところでございます。

きょうまでに、このようなことについて検討されたことがあったのか。また、できることならば17年度より実施の具体化を願いたく、再度質問をいたします。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 寺島議員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

先ほどもお答えをさせていただいているわけですが、働く意欲と能力を有するすべての障害者が、その適正と能力に応じて働けるよう、障害者の雇用の促進と安定のための施策を総合的に推進をしていかなければならないところであるわけでございます。そうしたことで、先ほども回答させていただきましたとおり、今後、関係機関との連携を取りながら職場実習の推進につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。今後、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（村井幸夫） 6番、寺島健一議員。

○6番（寺島健一） ありがとうございます。よろしくお願いします。

これで、質問を終わります。

○議長（村井幸夫） この際、申し上げます。

ここで、午前10時30分まで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） まず、自律推進計画の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

自律推進に向けてのお取り組みをいただいていますけれども、先ごろ職員さんのワーキングチームの中間報告をいただいています。この報告以後も検討を加えられて、今議会には課設置条例の一部改正案が提案されているところですが、町長に自律推進計画についての基本的な考えをお伺いしたいと思います。

三位一体の財政改革というカッコ付きの改革だと私自身は思っているんですけれども、この改革が示されました。そもそも三位一体というのは、国と地方の財政のあり方について、国庫補助負担金の廃止、縮減と地方への税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体的に進めるというものであります。

問題は、国庫補助負担金、特に負担金の廃止、縮減です。法律で国の負担が義務づけられている義務教育費、老人医療費、国民健康保険、生活保護費、介護保険、保育所、児童扶養手当などが国の財政危機を理由に地方への支出を減らそうというのですから、町にとっても重要な問題だと思います。

地方財政を守るためにも、国民、町民の基本的権利を守ること。そのために国が責任を放棄しないように求めることが大事だと考えますが、決起集会にも参加された町長に、この問題でのお考え、地方6団体の提案にも触れてご説明をいただきたいと思います。

私は、竜王町議会でも議員提案で来年度予算に向け、政府、国に対して地方財政を守れという意見書を挙げるべきだと提案しているところですが、三位一体の国の財政改革について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

地方財政を守れと国に提案してからでなければ、この町の政治をどうするのか。

自治体の本来の使命である住民福祉の増進について、つまり町民の皆さんの福祉や暮らし、地域の安全や経済の振興など、町民の利益を守る問題について語れないという状況は本当に異常としか言いようがありませんが、平成16年以上に来年は地方財政にとって試練の年となるであろうと考えているところです。

そこでお伺いします。5つのプロジェクトチームが、それぞれ報告されていますけれども、まだまだこれから検討が加えられると聞いています。そこで、基本的なお考えをお伺いしたいのですが、職員さんの検討項目の中で、特に歳入確保、歳出の見直しについて相当な部分に住民負担を検討されているように見えます。このことについて、町長は財政危機だから町民負担は当然というお考えなのかについてお伺いします。

国民健康保険税についても引き上げの検討がされています。あわせて基本的な考え、改革の基本についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員さんの質問にお答えをいたしたいと思えます。

去る12月2日に東京で開催されました全国町村長大会に私も出席をしましてまいりました。三位一体の改革の全体像が示された後、大会ということで地方案との隔たりが大きく、満足すべき内容ではないという批判の一方、地方交付税について総額の確保が明記されたことは大きな前進だと評価も聞かれたところでもございます。

そして、三位一体の改革は、地方公共団体が自己決定、自己責任の幅を拡大しながら創意と工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した、個性的な地域づくりを行い、住民が豊かさと、ゆとりが実感できる生活を実現するために財政面の自由度を高めるものであるとしております。

1点目に地方の国庫補助負担金等の改革案を真摯に受けとめ、3兆円規模の税源移譲を確実に実態として実施すること。

また、2点目に税源移譲にあつては、課税客体に乏しく、財政の危機に貧している町村に対して地方交付税による確実な財源措置を行うこと。

また、3点目には地方交付税の持つ財源調整、また財源補償の機能を堅持するとともに、言われなき削減を阻止して、所要額を絶対確保することとした緊急重点決議が採択されたところでもございました。

また、さらに全国町村会は三位一体の改革に関連して、高まってきた地方交付

税批判に対して町村の立場から反論した上で、その必要性を強調した地方交付税制度のあり方についても提言を行っております。

本町といたしましても、このような全国町村会の動きを指示するとともに、今後も滋賀県町村会を通じて県下町村とスクラムを組みながら地方が求める三位一体の改革の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町の自律推進計画にかかわっての町民負担についてのお尋ねでございますが、現在策定中であります自律推進計画につきましては、その骨子案について議員の皆様にも中間報告をさせていただいたところでもございます。

本計画は、地域再生、財政改革、行政改革、意識改革の4つの柱から成り立っております。中でも財政改革につきましては、歳出の抑制はもちろんであります。歳入の適正な確保といったことも重要な改革項目であります。

右肩上がりの成長が望めないこの時期に、これまで町税による補てんにより、無料や低料金で住民の皆さんから喜んでいただいております各種使用料についても適正な受益者負担の視点から見直しをしていかなければならないと考えてもおります。

また、国民健康保険税につきましても年々医療費が増嵩し、現在の保険税収入では会計が赤字となっており、本年度は一般会計からの繰り入れにより予算を編成したところでもございます。

本町では、昭和63年以来、15年間、税の見直しが行われておらず、このまま不足額を一般会計での補てんを続けることにも国民健康保険という目的会計の性格を考慮しますと、税の見直しも必要、かつやむを得ないものと考えてもおります。これらの見直しに当たりましては、住民皆さんのご意見もちょうだいしながら、十分ご審議もいただき、決定していきたいと考えております。

以上、若井敏子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** お話を聞いておりますと、歳入の確保という部分で今まで町税で補てんしてきたものに対して受益者負担を考えているというお話がありました。この具体的な中身が示されていませんけれども、中間報告では検討する材料ということで幾つか出されているものがあります。例えば使用料を徴収していない施設について、使用料を徴収してはどうかというふうな部分があるわけですが、そのことを示しておられるのか。

先ほど住民負担がどうなのかということをお嶋議員の質問に答えて、担当課の方からの説明は、保育料の値上げを検討しているという話があったのと国保の話があったわけですが、今、町長からは新たに施設の利用料を受益者負担でというふうにお話がありましたので、来年度にそのことも検討していかれる予定なのか、その辺を改めてもう少し具体的に、どこを、どの部分の受益者負担を考えておられるのかを具体的にお答えいただきたいというのを再質問の1つ目にしておきたいというふうに思うんです。

私は、今もお話がありましたけれども、今、この取り組みを、自律推進の取り組みをしていく中で一番大事なことは、何といたっても政策を策定する段階から住民の皆さんに開示をするということが一番大事ではないかなというふうに思うんです。情報公開といいますか、どういうことを今、町が取り組もうしているのかということを検討段階から示すことが大事やないかなというふうに思うんですね。

国保の審議会でも、国保の税の改定については、まだ決定しているわけではないから、この段階で住民の皆さんにお話するわけにはいかないという話があったんですが、そしたらいつの段階でそれをするのかと言えば、12月議会で条例改正がされるわけではありませんから、3月議会の間に条例提案がされたときに、初めて町としての見解を示す。そのときに住民の皆さんに知らせる。それでは、決定までの何日間かのあいだに周知徹底というのは難しいわけで、やっぱり今の段階から、実は国保の会計がこういう状態で、このことを今中心に議論しているということは、やっぱり今の段階から示す必要があるのではないかなというふうに思うんですね。

長野県原村というところ、実は私もこの間、自律計画について、あちこちの資料を取り寄せているんですけども、原村はこんな分厚い、これはインターネットで取った資料ですからあれですけども、もっとほんまものは分厚いかなと思うんで、表紙もこんな薄っぺらいものではないでしょうから、これが村づくり改革プログラムというものなんですけども、これ、ことしの6月に出されたもの。その後、9月に第2弾が出てくるんですね。こういうものはインターネットで全部開示されていて、これは財政計画まで載ってるんですけども、開示されていて、そして皆さんの意見をお寄せくださいというのがあるんですね。

職員が取り組んでいる段階から、中間報告第1弾、中間報告第2弾というのが冊子になって全戸に配られて、それをまた集落の懇談会へ出かけて行って説明

をする。それを受けてアンケートをとる。

これ、調べてみますと、この町はことし1年間に3回ほど住民懇談会をやっているんですね。しかもアンケートを2回とっているんです。役場の職員さんも行かれた津南町ですが、こちらは津南町の資料なんですけども、津南町もこれも将来の財政計画まで非常に詳しい見通しが出ています。これもやっぱり全戸配布されてる。これ、概要版なんですけども、だから概要版が全戸配布されているのか、本当のものが全戸配布されているのかわからないんですけども、そういうものが住民に全部配られて、津南といえば竜王と、ほぼ人口的にも世帯数も変わらないところなんですけども、そういうところはこういうものをこの状態で出しているんですね。

竜王町の場合は、まだ中間報告で検討検討という部分がありましたから、確定したものではありませんから、まだこういう形にはならない。これからなのかなというふうに思うんですけども、やっぱり住民の皆さんにも理解いただくということになると、検討段階できちんと住民の皆さんに示す必要があるのではないかなと、そのことを感じているんです。

それで、先ほどの質問に加えて住民との間で、協働という話が先ほどの町長の中にもありましたけれども、住民の皆さんと進めていく中について2点目をお伺いしたいと思います。

あわせて2つ、よろしくをお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、若井議員の方から再質問がございました。使用料の徴収ということですが、あわせまして保険税等々、税収による問題でございます。これにつきましては、なかなか税を上げるとか、利用料を上げるとかいうことは非常に住民の皆さん方に負担のかかることでございますし、なかなか言いにくい問題でございますが、しかしながら社会情勢というものは非常に刻々と変わってきておる状況でございます。こういった中で、医療費につきましても非常に増嵩しておるということから、当然、国保に対しても赤字が出てくるというようなことでございます。こういうことをやはり長期的に早くから見据えながら、薄く広く取り組んでいくのが、私はよいのではなかろうかと、こういうように思っております。

また、施設の利用料でございますが、これにつきましては1回見直しをして、ドラゴンハットとか、妹背の里、こういったいろいろ多種多岐にわたるご利用

をいただく面においては、こういうところに若干見直しをしていったらどうかと、こういうことでございます。

また、町をどのようにこれからのまちづくりに取り組むのかという問題でございます。これには、相当分野は広うございまして、ハード面、ソフト面という問題が多々出てくるわけでございますが、後ほどまた出てまいります自律推進ということの中にも取り組まれてこようかと、このように思っておるところでございます。

それから、他府県のお話がございました。それぞれの町におかれましては、それぞれのやり方というものもありましようけれど、竜王町は竜王町らしい取り組みということが必要であろうということでございます。先進的な地域もございますし、これから取り組まれる点もあろうかと思いますが、竜王町といたしましても皆さん方に肩を並べながら住民の皆さんの負託にこたえられるまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。こういったことによりまして、やはり地域の皆さんと執行部との協働的な考え方で取り組んでいかなければ、まちづくりというものは進んでいかないと、このように思っておるところでございますので、どうか議員の皆さん方のご理解をよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 基本的な考え方の部分は、やっぱり言葉で明確にする必要があるというふうに思うんですね。やっぱり質問すれば、こういうふうな考え方でですという答えはあるわけですが、竜王町が今回やっていこうとする計画は、一体どういうものなのかと。町としての基本的な考えは、きちんと文章にあらわしていただきたいと、そのことをお願いしておきたいというふうに思うんです。

国保税に関して再質問で1点お伺いしたいんですけども、国保税は国保税の減免制度というのが条例の中にもあります。地方税法の中にもあるわけですが、その中で減免の具体的な中身が明確にされていないというか、あるいは今の現状からもう少し、拡大した減免制度を取る必要があるのではないのかなというふうに思っています。

きょうも税条例を確認しましたところ、税条例では貧困により、生活のため、公私の扶助を受けるものと、不慮の災害等により生活の基盤となる資産に甚大な損害を被ったものと、前号に規定するもののほか、とくに町長が必要と認め

たものについて、減免することができるというふうには書いている条例があるわけですが、国会が1980年3月に答弁している内容を見ますと、特に公私の公的扶助の部分についてですが、公私の扶助というふうには説明しているわけですが、「生活保護法による各種扶助や就学援助、保育所入所世帯、老人医療や児童手当、福祉年金などからの受給世帯が公の扶助にあたって、親戚などからの援助が私の扶助に該当する」というふうに国会では答弁されていますので、こういう内容に即した減免の条例というか、あるいは細則の中でもきちんと改めて表示をする必要があるのではないかと。

竜王町は、2割の減額という、対象の市町村ではありませんので、特に申請減免の具体的な中身をもう少し幅を広げて国保税が払いやすくなるような制度を求めたいところですが、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** ただいまの若井敏子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

竜王町の国民健康保険税条例の中に、第14条でございますが、保険税の減免ということの中に、第1号でございますが、「貧困により生活のため、公私の扶助を受けるもの」という規定がございます。この中身について、最近の状況でございますが、こういった減免の適用を受けた例はございません。こういう制度もございます。おっしゃっていただきましたような意思も含めまして、今後、国民健康保険の運営協議会の中で検討していただくということでお答えをさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 次の質問に移ってください。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 自律のまちの連携に向けて、地方自治法上の協議会の設置をということで、2点目の質問をします。

蒲生町が東近江に編入合併するという報道がされています。今日まで、竜王町にいろいろと打診をされてきた近隣の町でもありますから、私たちも非常に関心のあるところでもありますけれども、町長にこの問題について、蒲生町から説明とか、報告とか、そういう接触があったのかをお伺いしたいと思います。

関連するわけですが、老人ホームやケアセンターなど、2つの町で取り組んできた事業の今後の見通し、問題が起こらないか、どのような処理がされるのか

についてお伺いをしたいと思います。

全国的には、3,081の自治体が11月1日現在3,030になったと言われていています。当面、合併しないと早々と宣言した竜王町に続いて、郡内では安土、日野が単独の道を研究しています。県内には、まだまだ市町村合併が進んでいないところもあります。

そこで、これらの地方自治のあり方、特に単独で頑張る自治体の取り組みを交流するような協議会を竜王から呼びかけて、つくってはどうかと提案するものですが、地方自治法には普通地方公共団体相互間の協力ということで、252条の2に協議会の設置について書かれています。

普通地方公共団体が事務の管理、執行について、連絡調整を図るために協議会をつくることができるということでもありますけれども、2市1町の協議会もこの法律に基づくものであるかと思いますが、このような協議会の設置は当然認められるものであると考えますけれども、こういう内容の協議会設置についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

県は、合併するためならば、いろいろ支援をしています。先日も湖北町に行きましたところ、県の職員が湖北町の町長の選挙のさなかに、その結果が出るまでに湖北町を含めて6町の合併準備をしたらどうかと、ある町長に呼びかけて、期限内の合併を協議しているという話がありましたが、県の対応が不公平だというのではなくて、合併しないで独自のまちづくりを研究している町に対しても県から支援をお願いするという立場で県下の同じ思いの町を集めて予算も組める協議会をつくってはどうかと提案をするものですが、ご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、もちまして市町村の合併課題につきましては、現在でも県内近隣でさまざまな動きが今なお続いておる中でございます。議員皆様方におかれましても、それぞれのお立場でご尽力をいただいておりますことに敬意を表し、感謝を申し上げます。

ただいま、若井敏子議員から自律の町の連携に向けて、地方自治法上の協議会設置に関しまして、お答えをさせていただきます。

まず、新設される東近江市、蒲生町の編入についてであります。既にご承知のとおり、去る12月7日に能登川町、蒲生町が東近江市に編入合併を基本とし

て合併検討協議会が設置されたところではありますが、このことに対しまして本町に向けての経緯や結果の説明等は、現時点としてはございません。

また、蒲生町と共同設置をいたしております社会福祉法人雪の会の各事業についてであります。今日まで同規模の近隣町として雪の会と両町が連携を密にしながら住民の方々を中心に利用やサービスの提供に努めてきたところではありますが、各地域においても町村合併が進む中、このような広域的行政事業はさまざまな課題を抱えながら調整が進められており、ご質問の件は、今後、蒲生町の編入合併の動向を見据えながら、いずれにいたしましても竜王町住民のサービスの低下を招かぬことを基本といたしまして調整を図る必要があると、重要な案件と認識をいたしておりますので、ご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、単独のまちづくりを頑張る行政同士の情報交流の協議会設置呼び掛けと、自律のまちづくりに対しての支援の受け皿となる協議会の設置等のご質問であります。県下の市町村合併も新たな動きが見え隠れをしております。市町村合併が押し進められる一方で、さまざまな状況から現時点として当面、合併に至らない町村も発生をいたしております。このような状況の中で、県内外から本町にも自律に向けてのお問い合わせをいただいたり、当方からも勉強させてもらったりしており、議員の提言のとおり、このようなことが三位一体改革に加えて、自己判断と責任の地方分権時代を進めていく上では、大変大事なことであると感じておるところでもございます。

また、これからの地方自治のあり方や、議論されてきた今回の市町村合併問題の対策については、その進め方や、是非に対して、全国の町村が一丸となり、町村会や町村議会議長会等、関係地方6団体を通じて積極的な行動を行ってきたところでもございます。

今後は、まさに減少します町村がたくましい町村行政を連携を遂行していくための協議体として、まずは滋賀県町村会組織がその任務に当たっていただくのも大切ではないかと考えてもおります。

合併を選択する、しないにかかわらず、地方分権時代に自律できる自治体を住民とともに作り上げることが住民に対しての責務であり、それらの市町村行政の充実を支援していくことが県の担うべき役割の1つではなかろうかと考えてもおります。

今後は、そのような視点から本町のような判断をさせていただいている自治体

を含め、分権時代におけるまちづくりに対しまして県町村会を通じても、県として積極的な支援がされることを要請いたしてまいりたいと考えてもおります。

先ほども申しあげましたように、県下の市町村合併も、また新たな再編の動きもあり、その状況等も十分把握し、若井議員ご提言の視点も十分踏まえながら、自律のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えますので、よろしく願い申し上げます。

市町村合併とまちづくりにつきましては、今日まで議員皆様には、十分なお活動とご指導を賜ってまいりましたが、さらなるご指導、ご相談を申し上げ、進めてまいりますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 蒲生町の問題については、これから出てくるであろうということもありますし、その都度、ご報告もいただくことになるかと思っておりますので、そのことはお願いしておきたいというふうに思いますし、支援の受け皿的な協議会については、そういう視点も踏まえて検討していくというお話でありましたから、ぜひこちらの方もお願いしたいというふうに思います。

さきの質問のときに、町長は竜王町は竜王町らしくというお話をされました。私は、竜王町は竜王町らしくですけれども、何が竜王町らしいのかということを検討していく上で全国のいろんな取り組みに学ぶということは非常に大事なことだというふうに思うんですね。

議会の方でも、この問題での特別委員会を新たにつくろうという話がありますし、その中でぜひ、全員でいろんな取り組みをしているところに研修に行こうやないかという話もあります。そういう中で、私はやっぱり具体的な取り組みをしているところから学ぶということは非常に大事だというふうに思うわけですけれども、来年2月に私も詳しい情報が、まだ手元にはないんですけれども、来年2月の中ごろに、小さくても輝く自治体フォーラムの特別編というのが信州原村で行われるというふうに聞いています。これは、自律プランの実務者交流会という形で、具体的な取り組みをしている自律プランをそれぞれが持ち寄って、お互いに報告し合う中で交流をしようと、そういうもののようにあります。信州原村であるわけですけれども、ぜひこういう交流会の中でよその取り組みも聞き、自分の取り組みも紹介し、交流するというのは非常に意義があることだというふうに思うわけですけれども、町長の方から、ぜひこの取り組み

に議員や担当課、あるいは職員さんの中から、いろんなプログラムに参加している皆さんがこういうところで交流されることを町長からもお勧めいただきたいというふうに思うんですが、そのことについてのご意見をお伺いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員から、再度質問でございます。

竜王町らしくの取り組みということでございますが、私は昨晚も若者との懇談会に寄せていただきました。非常に竜王町はすばらしいということは、青年団が200人余りあるそうでございます。そういったことで、きのうも竜王町はすばらしい町やということを若者が言うておりました。こういったことで、私は中核的にこれからは若者が、やはり住みつきやすい、住んでもらえるまちづくりを目指したいということは当初から申しておるところでございます。そういったことで、竜王町らしい取り組みということで、私は若者はこの場に定住していただきたいということが竜王町らしくというように考えております。

また、小さくても輝く自治体フォーラムということでございます。先般、私もこのフォーラムに参加させてもらった経緯もございます。それぞれの町が合併するとか、しないとかいうことではなく、それぞれが知恵を出し合いながら、どのような町をつくっていくのかということの事例発表もされておりました。非常に勉強になったところでございます。

また、そういった中でそれぞれの自治体の交流も図れるということは、非常に勉強になろうかと思いますので、これは行政の方も、また職員の方も加えてこういう方面にも、いろいろと勉強をしてもらうように努めていきたいと、このように思っておりますので、このようなことでございますのでお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 指定管理者制度についてお伺いをします。

指定管理者制度が導入されて、既にシルバー人材センターや道の駅の管理がされています。この制度、国の思いはかなり深いものがあるようで、議会としてはしっかりチェックする必要があると私自身は考えています。

そこでお伺いしたいのは、法の施行から3年以内に公の施設の管理を直営化して管理するかを決めなければならないわけですがけれども、本町の対象施設、それぞれについての考え、積極的に導入を考えておられるのかなど基本的な考え

をお伺いしたいと思います。

条例制定後つくられた規則ですけれども、案の状態でもらっているわけですが、案がそのまま採用されているのかについてをお伺いをします。

現在、指定管理者として名乗りを上げている事業者があるのかどうか。今後、法施行3年以内に直営化して、管理かを決めなければならないのですが、その際、事業者選定はどのようにされるのかをお伺いをします。

町内の施設で対象になる施設は、どこなのか。それは直営にするのか指定管理にするのか、どのようにお考えかを伺います。

現在、指定管理者となっている2つの事業者について、申請時に必要なチェックがされたかをお伺いをします。提出されています事業計画書、町長の選定理由ですとか、事業の内容、協定書の提出を求めるものであります。

もし、指定管理者が赤字を出す、倒産する、事業閉鎖する、負債があると、こういうふうな場合、町民負担、町がもつようなことにならないかをお伺いしたいと思います。

不正な運営が行われた場合、どのような措置がされるのかもをお伺いをします。例えば、施設の利用拒否とか、不公平な待遇などの場合、指定取り消しなどができるのか、お伺いをします。

自律推進の取り組みで、指定管理者制度の導入について、歳出見直しの観点から検討されていましたが、東京などでは英会話塾の経営会社が保育園の指定管理者になって、保育終了後、その保育園を塾の教室にして園児に英語を教えるという事業をしています。子ども同士で行こうということになれば、親もやめてとも言えずに園児全員、塾に入ることになるのだそうです。必死で園児を募集しなくても、公の施設を使って営利事業ができるというわけです。近所の集まりに保育園を貸してもらおうと思っても、塾があるため使えませんかと言われてしまいます。いろんなことが想定されるわけですが、今後、問題が起こらないか懸念されることと、その対応についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから、指定管理者制度のあり方を問うということでご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

指定管理者制度の導入につきましては、既にご承知いただいておりますように、

昨年6月に地方自治法が改正され、従前の委託管理制度から地方自治体が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする指定管理者制度へと法律が改正されたところであります。

まず、ご質問の対象施設は、どこかということではありますが、公の施設が対象ということでもありますので、町の条例で設置いたしております、さまざまな施設のうち、住民の利用に供する施設が対象であると言えます。具体的に申し上げるなら、庁舎や学校等を除く住民の皆さんに日ごろ利用いただいている各種の施設ということになります。

また、指定管理者制度にするか、直営にするかは、3年以内に決めるということでもありますので、現在それぞれの所管において検討をしているところであります。

なお、既に指定管理制度を適用いたしました2つの施設は、法が施行されてからできた施設でありますので、管理者を指定しているものであります。

次に、規則ではありますが、既に制定いたしましたものは、法の手続きにより公布し、庁内の掲示板にも一定期間掲出させていただいております。

さきに申し上げました2施設につきましては、指定申請ならびに事業計画を提出されましたのは、公共的団体である株式会社竜王かがみの里と社団法人竜王町シルバー人材センターであり、従前の委託管理にもなじむ組織でありますことから、指定管理者として議案上程させていただき、議会において議決をいただいたところであります。

また、指定管理にかかる諸手続きに関する書類は、法令ならびに規則の定めるところにより、申請や報告がされているものであり、管理運営のチェックにつきましては、今回指定の公共的団体の場合、補助あるいは出資という形で行政が関与しておりますので、逸脱したものにならないと判断しております。

なお、今後予想されます民間事業者の指定も想定し、行政手続き条例により、取り扱いについて審査基準等細部の定めを行い、事業者にとって不公平、不利益とならないようすすめをさせていただくものでございますが、ご質問いただいております指定の取り消し等につきましては、改正法の第244条の2、第10項および11項で定めがされております。

指定管理者の不具合により、倒産や赤字が生じた場合についての問題は、まだ具体的な事例が国においても示されておりませんが、かかることのないよう指定管理者の選定にあたって配慮しなければならない問題であると認識をいたし

ております。

今回の指定管理者制度につきましては、緒についたばかりで研究・検討を重ねていかなければなりません。そのため、庁内において自律推進検討委員会において学習の機会を設けており、あわせて滋賀県の動向、近隣市町村の動向を注目しながら自治法改正による制度移行がスムーズにできるよう、今後さらに努力してまいりたいと考えますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 町の条例ができていて、もちろん国の方もはっきりしていない、あるいはそれぞれの、これが運用した結果のいろんな問題点というのが、まだ出されていない状況で、いろんな問題が起こらないように選定で配慮するというお答えなんですけれども、しかもそれは自律推進のプロジェクトチームの中でも検討していくんだという話がありましたが、これは町の担当者としては、そういう回答では済まない話ですよ。もう、既に条例ができていますから、今後検討していくんですよという話では、これは済まない話なので、詳しく幾つかお伺いしたい点があるんですが、そもそも指定管理者制度というのは、もともと総合規制改革会議と第二次答申というところから出されてきたもので、民間でできるものは民間で行いたいという、いわゆる奥田ビジョンというんですね。そこから端を発したもので、第3次の答申で具体的に公共施設やサービスの民間開放の促進策として、PFIと指定管理者制度の活用の促進が答申されて、このことが具体化されてきたわけなんですけれども、私自身は指定管理者制度の導入というのは、住民の血税を投入してつくった施設、住民の福祉を増進するという目的でつくられた、そういう施設が民間事業者の営利目的に利用されるのではないかということで、非常に問題が多いというふうに思ってるんですね。

この夏、八日市の図書館に行ったんですけども、そのときに大阪堺市の図書館に指定管理の移行の動きがあるので、反対の署名をお願いしますというふうに言われて、びっくりしたんですけども、公立の図書館というのは教育機関であって、地方自治法により図書館法が優先されることなどを考えると、民間委託できないはずなんですけども、堺市では反対運動もあって、今はとまっているようなんですけども、平成6年度の導入を目指しているという話も聞いています。

さきほど利用対象施設がどこなのかとお伺いしたときに、庁舎と学校以外すべてだというふうにおっしゃいましたから、となると図書館も含まれているんだなと思いつながら非常に危惧しているわけですが、そこで3点の質問をしたいんですが、指定管理者制度を実施しているわけですが、その施設が公正適切、平等の原則に基づいてサービスが提供されて、そのことを通じて住民の福祉の増進が図られるという施設そのものも設置目的というのがあると思うんですが、その施設の設置目的そのものは、指定管理者制度になっても当然、消えないものだというふうには認識していいのかどうかというのが1点目です。

2つ目ですが、この条例の中には管理を安定して行う要件として、物的能力、人的能力を有しているものという文章があるんですね。物的能力と人的能力、具体的には一体何なのかというふうに思うんですが、私は物的能力、人的能力というのは、例えばその事業者の活動の実績ですとか、専門性ですとか、あるいは技術ですとか、人材ですとか、法令を守るかどうかというのは条例の中にもありますけれども、業務にふさわしい労働条件で雇用を確保する、そういう体制があるのかどうか、そんなことが要件の中になければいけないなというふうに思っているんですが、この物的、人的能力をどういうふうに理解しておられるのかについて、2点目についてお伺いしたいと思うんです。

3つ目は、指定管理者を選考する方法ですけど、これは条例の中ではあまり明確ではないんですね。指定すると書いてて、どういう形で指定するかというのは、そういう部分はないんですね。

今、検討、どこをするか検討しているということですが、職員が検討して決めて議会にここをしますよとかけたら、それでいいんだということなら、選考方法というのが非常に明確でないというふうに思うんですが、利用者とか住民の代表が参加してもらって、選考委員会をつくと、そういうものがなければ今、自律推進、住民と協働でという取り組みをしている竜王町としては、非常に不十分ではないのかなと。だから、指定管理者制度を導入するのについて、それぞれの施設を今後の運営でどうするかということについては、選考委員会のようなものが、きちんとつくられることを期待したいと思うんですが、そのことについてのお考え、以上、3つ質問したいんです。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） ただいまの若井敏子議員さんから、再度のご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目に施設の設置目的でございますが、指定管理にされても、その目的が達成されるのかというようなご質問でございますが、目的を達成するということは、指定管理者であっても変わりがないというふうに考えております。

そして、2点目に選定基準にかかわってご質問をいただいております。当然、施設管理に当たりましては効率的な運営をしていただくということでございますので、そしてまた、それぞれ施設の設置目的もあるわけでございます。その目的を達成していただけることでなければならないというふうに考えておりますので、そういったことに関しまして専門性、またそうしたことを管理運営するのに専門的な、長けたスタッフがおられるかということが選定に基準になっていくというふうに考えております。

そして、また3点目に町内の幾つか施設があるわけでございますけれども、今後、直営なり、また指定管理にするのかということでございますが、これにつきましては今後、十分検討を加えながらしていきたいというふうに考えておりますし、また選定につきましては、選考委員会等も設置も考慮しながら考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきましてお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** この条例は、条例が提案されたときも説明があったんですが、指定手続き等に関する条例となってるんですね。指定の手続き条例なんだという説明は、そのときも受けているんですけども、私は今、おっしゃったように、それぞれの施設が持っている目的、この施設をつくるのは、こういう目的でつくったんだというものが当然これはあるわけで、その目的を一層遂行する上で指定管理でやっていくんだということが、やっぱり明確にならないといけないんじゃないのかなというふうに思うんですね。

手続条例の、この中で見ますと、どう書いてあるかということ、経費の縮減という、経費の縮減が図られることというふうに書いてあるんですね。

私は、経費の縮減が図られることというよりも、むしろ施設そのものも目的が達成されることということが入れられなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、課長の答弁は、それはちゃんと入っているんだというお話を明確にいただきましたので、今後はその条例の中に、きちんとその文言が入れられるようお願いをしたいなというふうに思います。

私は、基本的には、やっぱり公の施設というものは、それぞれの目的や利用の

公平さなど、基本的な部分にかかわりが変わりはないというふうに思うわけですから、やっぱり公共施設問うのは直営が原則だと、このように私自身は考えていまして、今度の自律推進計画の中でも幾つか導入を考えているという話もありましたけれども、ぜひとも公営で、直接公的責任でしていく、指定管理をしないという方向を堅持いただきたいなというふうに思うところです。

今のは質問ではありませんので、次の質問に移ります。

次に、女性と高齢者をもっと誘って、竜王農業の確立をとということで、農業問題について質問します。

道の駅が1周年を迎えました。出荷組合も経験を積んできていただいて、研修会も取り組んでいただいたり、お客さんのニーズにこたえる出荷を心がけていただいています。私は、道の駅に行くたびに、本当に元気なお年寄りのパワーに圧倒されています。白菜400本植えたんやでとか、大きいブロッコリーがとれたんやとか、本当にうれしそうに話をされるのを見ると、こっちもうれしくなってきました。

アグリパークもそうですけれども、畑の社長さんというふうな感じの方がたくさんおられます。私は、アグリや道の駅で頑張っている皆さんを励まして、まだその輪に入っていない人たちの交流会のようなものがないのか。もっとも畑の社長さんをつくれなかなというふうに考えています。

起業家の育成などという四角ばったものではなくて、女性や高齢者をもっと巻き込んでいけないかと、そんなことを考えているところです。

大分県の大山町といえば、「梅・栗植えてハワイに行こう」というキャッチフレーズで大変ユニークな取り組みをしている町ですけれども、ここでは多品目、少量型の生産に取り組んでいます。竜王町でも農家と農協、行政が連携して一層の取り組みをいただけないものかと考えます。

また、道の駅やアグリのレストランについては野菜中心のメニューを取り入れて、ここしかないというメニューの工夫が欲しいと思います。最近、昼食バイキングでおからなど、田舎料理も出されているようですけれども、お年寄りや女性の力を借りておふくろの味や農家ならではの料理を提供する工夫をしてほしいと考えますが、担当課として提案いただけないのでしょうか。今後の取り組みについてのお考えもお伺いをしたいと思います。

町長就任以来、いろんな分野でご苦勞をいただいていると思いますけれども、山口町長といえば、やっぱり農業が専門なので、国の農業つぶしに負け

ない竜王農業を何としても構築いただきたいものです。町長のお考えもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子） 若井敏子議員さんの女性と高齢者をもっと誘って竜王農業の確立をとご質問をいただきましたので、農業振興課からお答えをいたします。

ことしの11月22日で道の駅竜王かがみの里も1周年を迎えまして、50万人の来館者があり、開駅1周年ありがとうフェアを開催されまして、おかげさまをもちまして多くのお客さんで賑わっております。

若井議員さんのご質問にもございましたが、道の駅出荷組合は農業委員さんが主体になって組織されたもので、当初は60人ぐらいの会員でございましたが、現在では120人余りと農業委員さんをはじめ、組合役員、また各組合員の呼びかけで多くの皆様方にご参画をいただいております。

組合員の中には専業農家さん、長年、竜王町の青空出荷組合のリーダーでご活躍いただいている皆さん、農作物の出荷が初めてという方々などで組織をされており、お互いに栽培等の研修会や出荷組合の事務所や畑で栽培等の話が弾み、お互いに研鑽を深め、楽しそうに出荷をされている組合員さんを拝見させていただきます。

若井議員さんのご質問にもございましたように、女性や高齢者を農業にもっと巻き込んでいけないかということでございますが、国の農業構造実態調査によりますと、日本の農業就業人口は382万人、そのうち65歳以上の高齢者が206万6,000人で、54%を占めており、基幹的農業従事者を見ても高齢者が52%の123万人になっております。

女性、高齢者の農業へのかかわり方でございますが、自分1人で、また自分が中心になって、ある部分を分担して農業をしている。若いものの手助的に農業をしている方等があり、約3割強を占めていると農林水産省の調査が出ております。

農業に従事する女性、高齢者が担っているのは、食料の量的確保だけではございません。伝統的な食材、料理を守り、生かす食文化に価値を見だし、豊かさを求めて農産物の直売所に農産物や加工品を出荷されており、運営を支えているのも事実上、女性や高齢者であると考えております。

また、竜王町では地産地消で地元の米、野菜を学校給食に活用をいただいております。

ります。今、食育基本法が国で議論をされておりますが、食育の推進についても地産地消を勧めて食料の自給率とともに、地域の経済の活性化を進めていくこととなっております。

昨夜でございますが、先ほど町長のお話にもございましたが、長年開催をされております農村女性グループと竜王町の青年団との触れ合い交流会が開催されました。この目的は、竜王町の農業を次代に引き継ぐことを目的に開催をされております。農業の大切さ、食文化の大切さ、また竜王町のまちづくりについて、活発的な意見が交わされたところでございます。

このようなことから、食育事業についても女性や高齢者のご理解のもと、今後進めていきたいと考えております。

また、竜王町では平成16年度から始まりました米政策改革大綱において、地域水田農業推進協議会で竜王町独自で産地づくりの交付金の使途について、野菜の振興策による助成金を決定をいただきまして、水稻プラス野菜の複合的農業として竜王町独自の取り組みとして改良組合長会等におきまして説明をさせていただきまして、積極的にお取り組みをいただいております。

また昨今、定年帰農等で農業を専門的に始められる方も出ております。竜王町では、21世紀農ビジネス推進事業の中でも新規就農者、新規起業活動実践事業、また特産品生産団地育成事業としてお取り組みいただいた意欲ある農業者に対する報奨制度も設けさせていただいております。

さらに、道の駅や食堂、またレストランでの竜王町産の野菜中心のメニューの取り入れでございますが、おふくろの味や農家ならではの料理を提供する工夫をしていただいております。

道の駅では、若井議員さんのお話にもございましたように、バイキング料理の中で竜王町特産の黒豆を使つての「黒豆寿司」、食文化の伝承としての黒豆寿司、また竜王町の歴史文化に重点を置いた義経ご膳、静ご膳や若様ランチ、姫様ランチ、またアグリパーク竜王では、竜王産の野菜をふんだんに使つたバーベキューや近江牛発祥の地といった地域性にこだわつて牛丼、さらに竜王産の羽二重もちを使つた、かきもち、おかき等の加工販売も行つていただいております。

竜王町農業を支える女性、高齢者には、今後ともますます元気で、そして一層ご活躍をいただき、今後はさらなる組合員の加入促進、女性の参画をいただく中で農産物、特産品の安全性についても研修会で研鑽を重ねていただきまして、竜王町の農業振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、ご理解をいた

できますようお願いを申し上げます、若井議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** ほぼ、私自身が考えていることについても触れていただいております。ただ、交流会みたいなものというのは、私は非常に大事だというふうに思うんですね。あまり、格好だけのというか、そういうものではなくて、一遍関係者、ご飯でも食べながらお話しませんかみたいな交流会が、ぜひやっていただければなというふうに思うんです。そういうことを通じて取り組みを広げることはいいのではないかなというふうに思います。

再質問の最初にお伺いしたいのは、農業委員会から町長あてに出されている要望なんですけれども、その内容と、それについてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

2つ目に、先ほど大山町の話をしましたけれども、今、全国で地産地消の取り組みがされています。政治もそうなんですけれども、農業も消費者と生産者がお互いに顔の見える環境をつくっていくことが大事だというふうに思っています。このことについては、三井課長も触れていただいているわけなんですけれども、農家や農業を市場原理に、また大規模経営優先、あるいは株式会社の農地取得に道を開く、そういう改革の方向が推し進められている中ではあっても、食料の地域的自給率を上げるとか、農業基幹産業として、自治体としてしっかり位置づけることとか、あるいは生産の担い手を広く求めて消費者と地域の住民が地域農業を支えていくということは、私はできるんじゃないかなというふうに思うんですね。このことに関して、ぜひ町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま若井議員さんの方から、農業委員会から要請が出たと。いろんな、きめ細かな質問でございました。これにつきましては、農業委員会の方からいろいろな要望も出ております。こういった中で、私もやはり農業に関しては、農業委員会が主として竜王町の農業をながめながら、取り組んでいただきたいというように思っておりますし、また町行政といたしましても、それにさらなる皆様のご要請にこたえながら努力をさせてもらっているというふうに、この間もお話をさせてもらったところでございます。

国の農業政策は大変厳しい状況でございますが、この問題につきましてもやは

り行政も、また議会も、また農業団体も声を大にしながら、もっと農政問題に取り組んでいきたいというようにも申し上げております。こういったことで、また皆さん方とともどもにそういう強い要請をさせていただきたいと、このように思っておりますので、その点につきましても皆さん方のさらなるご協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、まだあと数多くご質問いただきましたけれど、後ほどその点につきましてご質問があるようでございますので、重なりますので、後ほどお答えをさせていただきたいと、このように思います。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 質問した人に答えないで、あとの人が出てきたら答えるて、それはちょっとおかしな話ですから、そもそも第1問目で答えてもらわんならんところがあったのかなというふうに思いますので、第1問目の答弁書がありますのに、私が先に再質問してしまったもので、答えていただくまでにしてまいまして申しわけなかったです。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 申しわけございません。それでは、若井敏子議員の女性と高齢者を誘って竜王農業の確立をとのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

竜王町は、幾多の先人によりまして守り続けられてきました田園文化の薫る町であり、町民にとりまして大きな財産であり、誇りであると思っております。

私自身も近江米、野菜、果樹などの栽培をはじめ、近江牛、養鶏などの畜産など、竜王町を見渡してみると本当に農業が基幹産業として発展してきたということが感じられます。

豊かな食文化を受け継いできた私たちは、次代にこれを引き継ぐ重責に身を引き締まる思いでいっぱいでございます。

このような中、現下の日本の農業・農村を取り巻く情勢は、WTO農業交渉、食と農の信頼回復等の課題を掲げており、農業の構造改革の加速化が求められ、内外とも厳しい状況にあります。

平成16年からは、米政策改革大綱により、30年間続いてきた農政の基本が大きく変化し、国や県段階での推進方策の策定、また法律の改正等で新たな地域農業の展開を迫られている状況下でございます。

一方、農業、農村は農業生産活動として地域住民との生活が一体となった場でありまして、生産活動を通じまして食料の安定供給、国土環境保全としての自

然環境の維持等、公益的な機能が発揮される場でもあろうかと思えます。

また、地域文化、農村文化の伝承、自然とのふれあいの体験により、食育としての教育等の多面的な機能を有していることを忘れてはならないと考えております。

このような中で、竜王町の貴重な財産である農業、農村を次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務であらうかと思えます。また、21世紀を展望した新たなる竜王町の農業を確立するため、国の食料農業農村基本法や竜王町の農村総合整備計画および田園整備構想との整合性を図りながら生産基盤保全整備と農村環境の整備を図り、需要の変化に対応した農産物の高付加価値化、また竜王町の農産物のブランド化、環境こだわり農業を主体とした環境調和型農業とともに消費者に信頼される、安全で安心な農業を積極的に進め、観光農業を中心とした農業公園、道の駅での都市と農村の体験交流の場づくりを進め、魅力のある農ビジネスの振興として若井議員さんのご質問にございましたように、女性や高齢者が前向きな取り組みをいただいております、私自身も農業者みずからが創意工夫によって、魅力のある農業・農村づくりに取り組む施策を進めていきたいと考えておるところでございます。

竜王町の基幹産業としての農業を根本として、竜王町の農業振興、活力あるまちづくりに大きく貢献してきたことを一時も忘れず、私として昭和21年より、農業に従事してきた1人として最大限努力することをお誓い申し上げます。

先ほどもお話が出ておりますように、昨晚、女性の方と青年団の方と交流を深めた中で、農業に対する若者の思いをお尋ねいたしました。最近の農業情勢は非常に厳しい中であって、採算が取れるのかというような質問もございましたし、農業は非常に、竜王町としてはなくてはならない産業ではなかろうかと。君たちは、農業を、次代を担ってくれるのかと、こういうことも申し上げてまいりましたが、レジャー関係のこともあるし、ゴールデンウィークに家族そろってレジャーに行けないとかいう点が、ちょっと不都合だなというような若者の声もございました。しかしながら、若者はこんなすばらしい竜王町の町、しっかりと受け継いでいきたいという力強い言葉を聞いたところでございますので、私も非常に心から喜んでいたところでございます。

議員皆様方のご理解とご協力により、住民の皆さんとともに作り上げる竜王町農業の確立を目指して、一步一步と着実に前進いたしますことをよろしくお

願いを申し上げまして、若井敏子議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） さきに聞くべき答弁ですね。

農業に対する町長の思い、私はやっぱり山口町長、農業でもっと大きな声を出してもらってもいいんじゃないのかなというふうに思っています。

1つ紹介したい本があるんですが、「地域農業もう1つの未来」という本なんですけど、これちょっと読んでみますと、私はこの中に、今お話になったようなことですか、農業委員会から提言されているようなことだとか、そういったことがこれからの農業の行く先だというようなことがここに書かれてる。この内容と、ピッタリ一致してるなというふうに思って読ませてもらったところです。

この本は、第4章のところに既に始まっている未来ということで、実践例が紹介されていて、新潟県の西山町と佐渡農協、先ほどの大山町の話ですとか、山形県の庄内町の話なんか載っているんですが、非常にこれ具体的に書かれていておもしろいなというふうに思っています。

先ほど新潟、津南の話をしましたけども、この津南町の町長さんは、自律計画でいろいろ、竜王町も教えてもらった町ですけれども、ここの町長さんは「農をもって自律を目指すまち・津南」という本を出されていて、「町民と職員が拓く豊かな農村」という副題がついてる本なんですけども、この町もやっぱり農業で、これからの町おこしをしていくんだというようなことが書かれています。

全国の本当に豊かな経験に学ぶことは大事で、みんなで知恵と力を寄せ合って竜王農業の未来をつくり上げていきたい、そんな思いで質問をしたところです。この問題についての質問は終わりたいと思います。

最後の質問です。

高校普通科の全県一学区制について質問をします。

県議会では、普通科高校の全県一学区制について提案されて、先ごろ委員会では採択され、本会議での採択は明日だというふうに聞いているところです。総務教育民生常任委員会でも、この問題については組合の方から説明を受けたわけですけれども、竜王町でこれが実施された場合、どのような弊害があるのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

町内の中学生の卒業後の進路ですけれども、高校進学する生徒の行き先分布と書きましたけれども、例えば県外へどのくらい出ているかとか、通勤距離ぐらいで行き先の分布をお示しいただいたらなというふうに思っています。

説明に来られた、この高校の先生は、高校普通科の全県一学区制が実施されると、近くの学校に行けなくなる。あるいは、定員割れの高校が出てきてつぶれる、その高校はつぶれるかもしれないと、こんなことをお話されていました。

また、学校側としては、先生の立場でいえば進路の指導というのが非常に難しくなっていて、進路は塾に任せるみたいな形になって、塾頼みになるということも懸念されるというふうなお話もありました。

竜王中学校で、この問題についてどのように父兄に説明をされたのか、どのような取り組みをされたのか。

また、子どもや父兄はどのように考えておられるか、掌握していただいているかと思うんですが、その内容についてお伺いし、竜王町としての対応も考えるべきだと思いますが、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 若井敏子議員の質問にお答えしたいと思います。

全日制普通科につきましては、現在、大津、湖南、甲賀、湖東、湖北、湖西の6通学区になっております。現在の学区制が決められて以降、本県の社会情勢は大きく変化をし、交通事情も変わってまいりました。

また、中高生の多様なニーズなど、高校選択を取り巻く状況も変化しております。

加えて市町村合併が進む中で、従来の学区割では対応できないというところも、状況も生まれております。こういったことから、平成15年6月に通学区のあり方について県立高等学校通学区制度検討委員会に諮問され、16年6月には全県一区が望ましいと答申が出されました。

答申の中には、既に今おっしゃいました懸念をする問題もたくさんあると思います。高校間格差や通勤距離、生徒の県外流出等の弊害も予想をしており、私も含めて多くの皆さんが心配をしているところかと思えます。

しかし、どのような改革でございまして完全なものは難しく、弊害以上に優位性があると思われましてら勇気を持って取り組んでいくのが行政を預かるものの責務ではないかなというような思いをいたしております。

ただ、問題については、十分熟慮して、できる限り弊害を取り除き、子どもたちの願いが実現するように取り組まなければならないというふうに思っております。

次に、高校進学、行き先ですが、平成15年度末に竜王町中学校の生徒の進路につきまして申し上げますと、161名でございました。そのうち、県外に18名です。あと、私立に30名ほど出ております。

一学区制が実現しますと、竜王中学校の場合、今までの進路先に加えまして、石部、甲西、水口、水口東、甲南、信楽、野洲、栗東、守山北、守山、玉川、草津、草津東などの高校、さらには大津学区での普通高校にも通学が可能となり、生徒としては選択幅がふえると思います。

3点目のご質問の竜王中学校の進路指導の問題についてであります。全県一区の実施は平成18年4月からと聞いております。正式に決定されておられませんので、十分周知されているとは言い難い状況がございます。今後、県から配布されます資料等を利用して適切な進路指導が行われるよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今もおっしゃいましたように、明日、多分通るであろうと思います。11月30日に県の教育長を集めて話があったときに、1月の始めからインターネット、ラジオ、電話等で周知をしていくという話も聞いておりますので、つけ加えさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 先ほどお話がありました検討委員会ですけれども、平成15年6月から設置されて、検討されているということがありまして、県会の討論の中で確認をしてみますと、この検討委員会は町村会の意見も聞いたというふうに言っていますが、町長にお伺いしたいんですが、この問題について県から、あるいは町村会から意見を求められたことがあるのかどうか。

教育長は、おかわりになったばかりですけれども、竜王町の教育委員会に対してもこの問題について意見を聞かれるという、そういうことが実際あったのかどうか、担当も含めてお伺いをしたいというふうに思うんですが、もう1つは先ほどの質問でもお答えいただけなかったんですが、竜王町の子どもとか、竜王中学校の子どもとか親は、この問題については学校からの説明とか、あるいは教育委員会からの説明とか、そういったものを受けているのかどうか、この辺についてお伺いをしたいというふうに思うんですね。

県は、県会の質問の議事録を読みますと、県民の意識調査をまずしたんだという話があって、その県民の意識調査の結果、こういう方向をもってきたんだという話もあったんですが、県民の意識調査というのは、竜王町でも実施されているとおもうんですが、私はこの県民の意識調査というのは、ちょっと中身がよくわからないんですけど、竜王町の分析結果みたいなものが県から説明されるというようなことがなかったのか、それもちょっとあわせて県民意識調査というのをどこの課でやっているのか、全然竜王町は関知していないのかわからないんですが、それもわかれば教えてほしいなというふうに思うんです。

もう1つ、教育長にお伺いしたいと思うんですが、これは2002年に滋賀県の県立高校の将来構想懇話会というものが2002年3月に報告書というのをまとめていまして、その報告書を読みますと「行き過ぎた受験準備や極端な学校間の学力差を緩和・縮小し、中学校、高等学校の教育の正常化を図ること。地域に根ざした高校の育成を図ること。遠距離通学やすれ違い通学をできるだけ解消し、ゆとりある充実した高校生活ができるようにするというふうに、この報告の中で書かれてて、そのことを県に求めているという懇話会の報告というのがあるんですね。

この内容というのは、私は本当に大事な点だなというふうに思ってるんです。私も高校、子どもは卒業しましたがけれども彦根まで通うと、家から通えば1時間ちょっとですね。その1時間というのは、やっぱりえらいみたいですね。クラブをして帰ってくると、帰りがすごくえらいんですね。だから、仕方なく八幡の駅まで毎日送り迎えさせてもらいましたけれども、やっぱり子ども、通学にかかるとというのは子どもにとったら大変負担になる部分だと思うんですけども、そういうことも含めてこういう報告が懇話会で出されていますので、この内容について教育長、どういうふうに、その当時のことはご存じないかもしれないんですが、今読み上げたこの内容について教育長自身は、どういうふうにお考えなのかもお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 今、若井敏子議員さんの方からお話が出ておりますが、私、町長にはあえて、この問題について会合もありませんし、文章が来てあったか、ちょっと今は記憶にございませんけれど、その問題につきましては会合の方にも行ってないというのが実情でございます。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 若井敏子議員さんの町の教育委員会の意見を聞いたとか、学校の説明を受けているのかとかいうご質問のお答えをさせていただきます。

町の教育委員会に対しましては来てないんですけども、先ほども教育長の話がありましたように、県の方で教育長、それから参事の方の説明会がございまして、その中で話は聞かさせていただいております。

また、教育委員会の中でもこういうような動きがあるということを説明をさせていただきます。

それから、学校の説明なんですけども、学校に聞かさせていただきますと、現在の中学校3年生にはそういう動きがあるということは、話の中では出ておりますが、まだ具体的に決まっておきませんので、それ以上のことは話がされておきません。

それから、県民の意識調査につきましては、直接教育委員会の方には話は、町の内容等につきましては聞いておりません。

あとは教育長の方から答えていただきます。

○議長（村井幸夫） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） お答えをさせていただきます。

2002年に出た分につきましては、十分に、私も本当に申しわけなく認識を今のところしておりません。しかし、今、若井議員さんがおっしゃいました幾多の点につきましては、そのとおりかなというような思いをしております。それぞれの高等学校の中身につきまして、今、我々学校関係が子どもたちに進路について指導している、そういった中で子どもたちが、どのように考えているか、どのような将来に対しての夢を持っているか、そういったニーズにきちんと答えられるような学校づくりというのは当然必要であろうというふうに思うわけでございます。今度の一学区制になりましても、まだそれぞれの高等学校から、いろんな資料はちょうだいもしておりませんし、多分、1月に入れば早急にいろんな資料が来るであろうというふうな思いをしております。そういったものをしっかりと熟慮して、それぞれの学校におろしていきたいと。

そして、竜王の子どもたちの進路が、しっかりしたものになるような指導は、やっぱり教育委員会としても、していかなければならないというふうに思います。

先ほどから繰り返しますように、通学時間の問題、部活動の帰りが遅い問題、いろんな課題がございます。そういったものにつきましては、適宜対応をしていかなければならない、このような思いをいたしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） この懇話会の報告ですけれども、先ほども読んだんですが、行き過ぎた受験準備や極端な学校間の学力差を緩和・縮小し、中学校、高校教育の正常化を図ること。地域に根ざした高校の育成を図ること。遠距離通学やすれ違い通学をできるだけ解消し、ゆとりある充実した高校生活ができるようにすることという部分なんですけど、これは全部ではなくて、ごく一部なんですけども、私は本当に、これはすごく大事なことで、こういう立場に立てば、今、先生は、石部、甲西、水口、信楽、野洲、守山、玉川、草津、草津東と、こういう学校に行けるようになりますという話がありましたけど、こういうところへ通学時間を費やしていくことが、本当にゆとりある充実した高校生活ができることになるのかなど。通学時間の問題だけで考えても言えるんじゃないかなというふうに思うんですね。

竜王中学校でも、具体的な状況が父兄にも知らされていない、子ども自体も聞いてないという中で県会でこうして決められてしまいますと、私、非常に大変な問題が出てくるんじゃないのかなというふうに思っています。

選択の幅が広がるといいますけども、今、お話のありました県外には18人で私立30人で、あとの人たちは、大体この近いところに行つてはるという感じやと思うんですね。そうなると、そこへ行けてた、校区に限られてから行けてたんですね。ところが、選択幅が広がるということは、一定よくできる人は選択幅が広がるでしょう。中よりも、よくできない人たちは自分が今まで行つてたところに、ほかのところがいっぱい来るという可能性があるわけですから、選択幅は広がるというのは、通学距離を全く無視すれば選択幅は広がるというふうに言えるのかもしれないけれども、わざわざ遠いところへ行かなければならないという状態が作り出させる、竜王町の子どもについていえば、そのことが考えられるというふうに思いますと、本当に学習意欲をなくさせる、そのことで不登校になる可能性がある。不登校になれば、学校へ在学しながら途中で退学をする生徒ができてくる。そのことが学校そのものの崩壊につながる。

来られた先生は、愛知川ですとか、能登川ですとか、あの近辺の高校が非常に

そういう危険性があるという話しもされていましたが、そういう結果になれば本当に豊かな高校生活というものはないというふうに思うんですね。

明日、県会で決まってしまうと、大変なことになりますので、今からでも竜王町としては、どういうふうに思ってるんだということを県にも伝えていく必要があると思いますし、父兄も巻き込んで、実際に実施が18年ということになれば、ぜひとも父兄にもきちんとした説明をする中で竜王町の子どもたちの未来は、竜王町にとっては大変重要なものだというふうに、いつも町長もおっしゃってるわけですから、そういう子どもたちの未来が閉ざされるようなことがないような対応をぜひお願いしたいというふうに思うんです。

ちょっと関連しますのでお話して、お願いだけしておきたいと思うんですが、教育基本法の問題で教育長は、先ほど川嶋議員の質問にお答えになりましたけれども、法律を守る立場の公務員が改革は当然だというふうな発言を議場でされる。しかも、それは私的な意見だというふうにお断りもなくて、お話になったというのは、これはもう言語道断だというように思うんですね。

法律そのものは改正されてから初めて、それを守るということになるわけで、今の公務員は、今の憲法、今の教育基本法を守るのが基本的な原則でありますから、それを放棄するような発言を堂々と教育長という立場でされる。これは、やっぱり許されないことだと思うんです。あくまでも私的な意見だというふうに前置きをされるなら、いざ知らず、それはなくあのような発言をされたことについては、今、この場で抗議をしておきたいと思います。

以上です。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで、午後1時まで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後1時00分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 平成16年第4回定例会一般質問に対して、私、4問、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、町内防犯パトロールの強化について。

昨年、町内を車を使ってパトロールを行っておいりましたのをよく見かけていましたが、最近は余りパトロールをされていないように思います。行政内で

のパトロールの計画は、どのようになっているのか。また、町内のルート、1日の回数等はどのようになっているのかお伺いいたします。

昨年は、不審者、空き巣、住居侵入等が削減しましたが、パトロールが減少することにより、不審者、空き巣、住居侵入等が、またふえるのではないのでしょうか。

また、最近では不法投棄が多く見られます。再度のパトロールの強化を徹底してはどうでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 岡山議員さんの町内防犯パトロールの強化についてのご質問にお答えをいたします。

ご高承のとおり、当町では安全で安心なまちづくりを標榜し、この実現に向け、さまざまな施策および取り組みを進めているところでございます。

ご質問の防犯等、町内パトロールにつきましては、環境パトロール車、さらに平成15年7月には、パトカー塗装を施した地域安全パトロール車を配備いたしております。

パトロール車の機動性を十分に発揮し、環境保全と地域安全とを兼ね、竜王町環境監視員設置要綱に基づく嘱託および臨時職員による環境監視員2名を配置し、警察等の関係当局の支援を仰ぎながら、年間を通じて町内の巡回をすることで不審者出没地域や通学路を中心にした安全確保と不法投棄や環境汚染の防止や違法行為の監視による安全・安心のまちへの取り組みをしてまいりました。

また、従来から、町内には約1,000機設置をいたしております道路照明灯の点検管理にも月1回を目安として町職員による夜間の巡回を実施いたしております。

今年度になりまして、町内の防犯パトロールにつきましては、職員での対応をいたしておりますが、通常業務、通報苦情等による処理業務、緊急業務に負われる中、常時での町内パトロール対応が困難な状況となっております。

岡山議員さんご指摘のとおり、県内および町内の犯罪情勢は平成15年度以降、今日まで減少の傾向にはありますが、町内パトロール体制の低下から、リサイクル法整備に逆行いたします悪質な不法投棄や子どもをはじめ、社会的弱者への凶悪犯罪、不審者出現等の犯罪がさらに増加することも危惧しているところでございます。

このことから、今回の行政組織機構の再編を基本に環境監視員の配置を含めた

体制整備と、町内のパトロール強化の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、ご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 今、課長の方から回答をいただきましたが、その中での回数等がなかなか示されないということも言われます。現実に職員等でパトロールしようといっても、その人員が少ない、そこを削られているような感じの回答やったと思うんです。そういうことをされるということは、竜王町は安全・安心のまちづくりというのを常日ごろから言われている中から、それが相反することになるのと違うかなという思いを持っております。

私も美松台の安全連絡パトロール隊にも入らせていただいて、夜、昼間も回らせていただいた中で、特に西校区の方では不法投棄等を見かけたり、また町の痴漢防止の看板等々が倒れたりされておる。そういうのを見かけたときには、必ずメモ書きして町の方へ報告をさせていただいたりとか。

また、さまざまな町、県外の車が全く目に見えないところでとまって休憩されたりとか、されてますとそういうのも一応チェックさせていただいて、警察等にも報告をさせていただいたり等もさせていただいております。そういうことによつて、空き巣とか不審者の防止を進めているわけなんですけど、それを地域ではやっていて、行政がなかなかできないということは、これはどういうことかなと思います。

またもう1点は、中学生の下校時、登校時は特にヘルメット等被っておるのは9割以上おりますが、反対に下校時、これを見てもみると、5割いかないうような感じでヘルメットを被っていない子がたくさんいるというのが現実。これもパトロールしているところで見かけます。もちろん、そのときには注意をして、被るようには注意させてもらってますが、そういうのも実際に先ほど学務課の課長の方からはおおよそ被っているが、もう少し被っていないという話は、これは登校時の話だと思います。下校時に対して、これが全然パトロールをされていないのと違うかと。実際に、また学校等でも下校時の先生方の見回り、これもされていないのと違うかなというのは思っております。

それと、つけ加えまして、先日、12月13日に高校生が竜王町で不審者に襲われるということがありました。これは皆様方、新聞等で読ませていると思います。このことに関しても、学校当局、また生活安全課としても、どのような対応と

いうのを考えておられるのかご質問したいと思います。

○議長（村井幸夫） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） 岡山議員さんから再質問をいただきました。

まず1点目の先ほどの回答の中で、パトロール車による巡回の回数ならびに時間の関係でございますが、今日までは一応、時間帯は平日の時間帯で回るといようにいたしておりました。その体制といたしましては、環境監視員ならびに公用車の運転手さん等の空き時間等を調整いたしまして、環境パトロール車で町内を巡回しておったところでございます。

先ほどご質問もございましたように、今年度は台風等が非常に多く、町内にいろいろ啓発をいたします看板等を多く設置いたしております。議員さん申されましたように美松台の安全連絡会等をはじめ、多くの住民の皆さんから、そういった看板等が倒れているという通報を受けたところでございます。

また、不法投棄に至りましたは、平成16年4月から本日まで苦情等72件、生活安全課の方に電話等を受けておるわけでございます。そのうちの不法投棄が45件、約半分以上にわたるところでございます。区長さんをはじめ、多くの住民の皆さんから不法投棄等の連絡を受けまして、すかさず職員がその現場に出向いて対応をいたしておるところでございます。

また、今お話がございましたように最近、鏡地先で女子高校生の方が男の人に声をかけられるという事件が発生をいたしました。このことにつきましても、学務課等でいろいろパトロールをしていただいておりますが、生活安全課の方といたしましても今、年末の交通安全運動月間の最中でございます。そうした中、町の交通安全推進隊員の協力によりまして、午後4時から午後5時15分まで、特に夕方でございますけれども、毎日ではございませんが、2日に一遍ずつ町内の啓発パトロールに回らせていただいております。この手法といたしましては、赤色灯を回しまして防災指令車、また水道課の公用車を利用いたしまして、赤色灯を回してその啓発に努めているところでございます。

なお、中学校のヘルメットの問題は、学務課からもご答弁があろうかと思いますが、交通安全街頭啓発等をしておりますと、確かにご指摘のとおり朝の通学時にはヘルメットの着用が多いように認識をいたしております。ただ、下校時には部活等、集団下校とはなっておりませんので、その辺、ヘルメットの着用率が悪いのではないかというような認識をいたしております。

以上、簡単でございますが、お答えといたします。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 岡山議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど、中学生のヘルメットの特に下校時の着用率が悪いというご質問がございました。先ほど答弁の中で答えさせていただいたんですけども、本当に特に下校時につきましては、悪いというような状況です。着用は、今、指導している段階で以前に比べまして、徐々にはよくなっております。引き続きまして、ねばり強く指導を続けていきたいという、今、気持ちを持っております。

それから、申しわけございませんが、やはり保護者とか、それから教師の方でも指導、また教育委員会の方でも指導をしておりますが、なかなか行き届かないような状況でございます。また、地域の方にも声をかけていただきたいということで、ひとつ、どうぞよろしく願いいたします。

あわせて、公用車での啓発を現在しております。小学校の子どもに出会うとき、それから中学校の子どもに出会うとき、時間帯がまちまちなんですけれども、声かけ等を指導しているような状況です。

あわせて、以前は生活安全課のパト車で回っていたんですけども、やはりもう少し啓発をしていこうということで、現在、広報車を使った、うちの方で啓発のパトロールをさせていただいております。

それから、先ほどもう1つ、高校生の事件の件でございます。この事件を受けまして、私も関係課の方と連絡を取りまして、まず高P連の事務局の方に連絡をさせていただきまして、各地域での役員さん、その方に周知をいただきたいということでお願いをさせていただきました。

あわせて、有線放送等での指導につきましても、啓発につきましても生活安全課の方と調整をさせていただきまして、現在そのような取り組みもさせていただいているようなことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 行政の方もいろいろと工面をされてやっておられるというんですが、1点、生活安全課の課長に、この赤色灯を回して巡回パトロールをしていると、これは赤色ですわね。これは、許可等は取っておられるのかどうか、それもちよっと回答していただきたいなと思っております。

あと、今、ミニパトロールカーを行政は持っておられますが、これが今度の12月末からですか、青色の赤色灯、これはつけて回ってもいいですよというのが

許可をされていると思います。そういうのを回して、またパトロールカーには外部のスピーカーがついてないということから、そういうのをつけたりしながら、放送しながら子どもたちに注意を呼びかけたりとか。ただ、単に回っているだけじゃなしに、そういうのも実際にやっていかなければ、不審者等も、来た場合、回ってますよというのがわからない状態。ただ単に回ってるだけという形に思えないと思います。

それに伴いまして町長にご質問したいんですが、職員さんで対応しているという中から、若干人が少ないという形を言われております。こういうのは、本当に大事なことだと思いますし、あと、また時間内という形から5時15分までしか回っていない。その後が大変必要な、大切なときではないかと思います。そのところをもう少し考えていただきたいなと思っておりますが、その2点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（村井幸夫）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 岡山議員さんの再々質問の第1点目の赤色灯の関係につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

先ほど再度の回答の中で、ただいま年末の交通安全運動期間中に町の交通安全推進隊員等をお願いいたしまして、2台の赤色灯を機能いたしておりますパトカーで啓発パトロールをさせていただいております。普段、赤色灯を回すのは、今ご指摘がございましたように緊急時だけの場合でございますが、年末の交通安全運動の期間中、その行事でございますので、近江八幡警察署と協議をいたしまして、交通安全の啓発パトロールということで許可をいただいて回っているところでございます。

なお、青色の回転灯につきましては、議員ご質問がございましたように12月1日から許可されたようでございます。この辺につきましても、また自治会の方でそういった効果をねらっていただくために取りつけをするということも聞いておるわけでございます。これは、あくまでも青色と伺っております。

なお、またご指摘をいただきましたパトロール中の声かけでございますけれども、ご指摘いただいておりますとおり、いろんな中学生の子、あるいはそういった不審者に向けての声かけも大変大切ではなかろうかと考えております。今後そういうことも含めまして、パトロールの一層の強化に努めたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、お答えといたします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま岡山議員さんのご質問に対しまして、お答えをしたいと思います。

パトロールの件でございますが、今回の行政組織機構の再編を基本に環境監視員の配置を含め、体制の整備と町内のパトロール強化の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 続きまして、結婚対策について、町長は、今、積極的に取り組んでおられます1つですが、若者が町内に魅力を感じ、若者がずっと住みたくなる環境づくりが課題だと、よく聞いています。それに伴い、企業の進出による雇用対策、住宅対策、子育て対策により、若者がずっと住みたくなる環境づくり、子育て対策等の若者が定住できる環境づくり、安全・安心して暮らせるまちづくり施策を進めておられます。

その中で、若者の結婚観は様変わりしている中、町内では30歳以上の男女の未婚者は300人以上おられます。このことは大変深刻なことだと思います。結婚問題に対して、町長はどのように感じておられるのかお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 三井農業振興課長。

**○農業振興課長（三井せつ子）** 岡山議員さんの結婚対策についてのご質問にお答えをいたします。

農業振興課からは結婚対策として、現在進めさせていただいている現状についてお答えをさせていただきます。

ご承知いただいておりますように、農業委員会では農業後継者の配偶対策として、昭和52年4月に竜王町たかさご銀号を設立しまして以来、26年間にわたり結婚相談事業、イベント、アドバイスを中心に事業を進められ、今日まで結婚相談員の方々のご努力により、200組以上のカップルが誕生いたしました。

岡山議員さんのご質問にもございましたが、町内の30歳以上の未婚者は、平成12年の国勢調査によりますと、男性は419人、女性は79人であり、5年前に比べますと男性は100人、女性は24人と増加しており、未婚率を見ても25歳以上の各年代で上昇しており、特に25歳から29歳の男性で高くなっております。

お話のように、時代の変化とともに青年の結婚観も多様化してまいりまして、「結婚を望まない」若者、「機会があれば結婚したい」若者がふえる一方で、

「結婚を切望するが、それに結びつかない」若者も増加しているのが実情でございます。

一方、「結婚を望むけれど出会う機会が少ない」、また「みずから出会う機会を創出できない」といった若者がふえている現状もあることから、21世紀を迎えまして、新たに青年層の結婚観をつかむことができる時代に対応した結婚対策が求められているわけでございます。

このようなことから、竜王町では農業後継者に限らず、すべての青年を対象に青年がパートナーとともに心豊かな生活の実現を図ることにより、活力あるまちづくりを進めるため、新たに平成15年度からドリームプロジェクト竜王を設置いたしまして、結婚観を話し合える場を提供し、加えて若い青年層に参加を呼び掛け、青年層の意識をつかむため、若い世代のアドバイザーの皆様方にも結婚相談をはじめ、イベントとしてのパーティ等の企画運営等、ご尽力をいただいております。

アドバイザーの皆様方にはご熱心な活動につきまして、この場をお借りいたしまして心よりお礼を申し上げます。

平成15年度から始まりましたドリームプロジェクト竜王は、公募によりまして名前を決定させていただきました。名前を考えられた方の思いは、1つの人づくり事業として人材を育て、すばらしい竜王町のまちづくりへ結びつけるため、ドリームプロジェクト竜王と名づけたと言われておりました。このようなことから、ご質問にもございますように若者がずっと住み続けたいと思えるような環境を整えることは大切であり、竜王町のまちづくりには次代を担う若者の力が必要であります。今、ドリームプロジェクト竜王では、アドバイザーの皆様方に平成17年度の事業計画について、いろいろ協議をさせていただいております。結婚に関する講座を何回か開催する計画をさせていただいております。今後は、魅力的な人づくりにも焦点を当てて、青年教育の一環として事業を進めることが結婚対策の活動に広がりが出てくると考えております。

竜王町においても、若者が定住できる活力ある町を目指し、結婚対策は重要課題ととらまえ、今後はドリームプロジェクト竜王のアドバイザーの皆様方を中心に新たな施策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。岡山議員さんの結婚対策についてのご質問のお答えといたします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 岡山議員さんの結婚対策についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

岡山議員のご質問にもございましたが、私は就任当初から竜王町のこれからのまちづくりは次代を担う若者の力が必要であるということで、若者が竜王町に魅力を感じ、ずっと住みたいと思うような環境づくり等、現在、町では企業進出による雇用対策をはじめ、住宅対策、子育て支援対策など、若者が定住できる環境を整え、働くのも竜王、住むのも竜王、子育ても竜王と言われる魅力ある、安全で安心して暮らせる竜王町にと、議員の皆様にご理解をいただき、施策を進めているところでもございます。

また、今、少子化問題と同時に結婚対策は、時代の変遷とともに青年の結婚観が様変わりをしてきている中、大きな問題となってきているのは実情かと思えます。

ことしの8月にドリームプロジェクト竜王のアドバイザーの皆さんと懇談をさせていただきました。竜王町の現状をお聞かせいただきましたが、アドバイザーの皆さんが結婚相談事業、青年交流会の事業、魅力ある人づくりとしてのアドバイス事業等、昼夜を問わず熱心に積極的な取り組みをしていただいております。心より感謝を申し上げる次第でございます。

また、竜王で育った若者がふるさと竜王を誇りに思い、ずっと住みたい町であってほしいという願いは、竜王を愛する私たちに共通の願いでもございます。今後とも結婚対策については、私も努力させていただきますので、ドリームプロジェクト竜王のアドバイザーの皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。岡山議員さんへのお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** ありがとうございます。いろいろとドリームプロジェクトのPRもしていただきまして、本当にありがとうございます。私もこのドリームプロジェクトの会長をさせていただいておりますので、その中でいろいろと話も聞かせてもらっていますが、特にこの少子化問題、これが大きくクローズアップされておりますが、その前の結婚問題、これが1つの重要課題ではないかなと思います。

結婚をまずはしていただいて、そのあとに子どもを生んでいただいて、竜王町の人口を多くふやすというのが、1つの一環かなと思っております。その中でも特に私も参加させていただいて、よく聞いてますと、男性の方からのPR、

これがなかなか口に出せない、そういう方がたくさんおられると。

女性の方にも話を聞きますと、もっと積極的に男性の方がしゃべっていただくと、いろんなことを話を聞いて、あの人、いいなというくらいにまでなってくる。また、付き合っていていいなというように思えるのになというのでも聞かせてもらっております。そういうのがもっとPRができればいいと思います。そういうことから、もっともって町内の行政の皆さんもそういう結婚に関しても、どんどんPRをしていただきたいなと思いますので、これは要望としておきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、少人数学級の導入について。

小・中学校の現状は教育内の編成と社会情勢の変化、子どもや教育への大きな期待からたくさんの課題があることはご承知のとおりでございます。この課題は、学校の皆さんで、学校のみで到底解決できるものではありませんが、悩める子どもたちの姿、不登校などの実態から教育環境の改善は急務であります。保育で子どもたちの心身を育て、教育で目的や理想に向かう人間らしい子どもへと育てなければなりません。子どもと教師の心を十分通い合わせ、保護者も気兼ねなく学校へと連携できるように進めるため、さらに子どもたちのプライバシーは保持しながら、地域に開かれた学校を目指すためにも学級定数改善は緊急、かつ最大の解決策だと思います。

元水口町では、早くから30人学級を取り入れられていると聞きました。県と同様ではなく、町独自の考えで30人学級を取り入れてはどうでしょうか、教育長の考えをお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 松浦学務課長。

**○学務課長（松浦つや子）** 岡山議員さんの少人数学級の導入についてのご質問にお答えをいたします。

町立学校の学級編成につきましては、県教育委員会の基準によりまして実施しております。毎年度初めに県に協議をし、同意を得て実施をしているような状況です。学級編成基準につきましては、法律によりまして、1学級当たり40人と定められておりますが、都道府県の単独予算でそれを下回った基準によって編成することも可能になっております。

滋賀県では、昨年度から小学1年生、中学1年生で1学級が35人以上となる学校では、少人数学級を導入しております。

当町では、竜王小学校が該当になり、1クラスの人数につきましては24人から25人でございます。あわせて、竜王小学校では、6年生を除くすべてのクラスが30人までとなっております。

また、国語や算数、数学や英語などの教科では、1クラスを分けて少人数指導を行っております、そのための加配教員が配置をされています。

町独自の30人学級の導入につきましては、まず空き教室がないこと。また、厳しい財政状況の中で、町独自で教師を雇用することは大変難しいですので、県費の少人数指導の加配教員や非常勤講師の配置など、制度を最大限に生かしまして、少人数による、きめ細かな指導の推進をしていきたいと考えております。

また、35人学級が1年生だけでなく、今後、2年生にも導入されるよう、県に要望しております、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 特に空き教室がないというのは、これは、あると思うんです。その回答は、うそやと思います。そういうのは回答に入れてほしくないなと思っております。財政が厳しいというのは、これは承知のとおりやと思いますが、ここでやっぱり子どもたちを育てていく竜王町という形から考えれば、そちらの方にも少しは工面をして財政の方で考えていただきたいなと思います。そういうので、実際に水口町、先ほども質問させてもらいましたが水口町の方で、これは元町長が独自でも、これは県から言われても30人学級をするんやという意思でされております。そういうなんで、本当に学力というのをちゃんと考えておられる町長かなと思っております。そういうのから考えれば、教育長はこの30人学級というのをどのように考えておられるのか、教育長の方から回答をお願いしたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 先ほどもお答えをさせてもらったとおり、定数云々より三十四、五名の学級が、一番、僕は適正でないかなと。基本的には、1つの学級が男女分かれて、1つのボールで、けり合えるというのは、そのぐらいの数の学級が一番いいなという思いをしております。

例えば、十八、九名の学級になったときに、男子が9名、女子が11名とか、そういう状況にもなるかもわかりません。お答えになるかどうかわかりませんが、やっぱり30から35名が、僕は一番適正でないかなというふうに思い

ます。そういったことを踏まえまして、今も答えましたように県の方にも強い要望はしていきたい。また、きめ細かな学習の展開、そういったものを合わせて学校の方にも指導していきたいなという思いをしておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 次の質問。

9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 4つ目の質問をさせていただきます。

今後の財政について、平成16年度の一般会計予算の歳入で、自主財源が32億8,246万3,000円で、率で67.3%、そのうち町税が27億576万7,000円、率で55.5%であります。国の三位一体の改革により、普通交付税の減税になる見込みにより、今後、財政状況についてお伺いたします。

1つ目、16年度の決算見込みによる自主財源と町税率と17年度の予算、18年度の予定による歳入総額に求める自主財源と町税の率は、どのようになるのかお伺いたします。

2つ目、17年度、18年度法人税、固定資産税、土地家屋償却資産の予算見込みについてお伺いたします。

3つ目、企業の進出予定による財政能力指数は、どのようになるのかお伺いたします。

4つ目、16年度、17年度、18年度の経常収支比率、公債費比率の割合、町債のピークの年度比率の割合をお伺いたします。よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 岡山富男議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、平成16年度決算見込みによる自主財源と町税の比率についてでございますが、平成16年度歳入決算見込み額を61億6,000万円程度と見込んでおります。そのうち、自主財源が約41億5,000万円を占め、そのうち町税が約33億7,000万円となる見込みでございます。

また、歳入決算見込額に占める割合は、自主財源が67.4%、町税が54.7%の見込みでございます。

さらに、平成17年度の見込みでございますが、歳入見込額が約46億6,000万円、うち自主財源が約35億1,000万円、75.3%、町税が約28億2,000万円、60.5%の割合でございます。

なお、平成18年度見込みについては、定率減税の縮小により、個人町民税に影

響が出てくるわけですが、現在、その内容がはっきりしておりませんので、お答えを控えさせていただきたいと、このように思います。

次に、2点目、今後の法人町民税や固定資産税の動向ですが、平成17年度につきましては、法人町民税4億3,400万円、固定資産税につきましては、土地関係で2億5,900万円、家屋関係で6億2,000万円、償却資産関係で7億7,600万円の計16億5,500万円を見込んでおります。

平成18年度につきましては、法人町民税3億5,000万円、固定資産税につきましては、土地が2億4,000万円、家屋が5億3,000万円、償却資産関係が7億3,700万円の計15億700万円を見込んでおります。

ただし、固定資産税につきましては、土地の下落率、家屋評価がえ、償却資産の経年減価のみを勘案し、試算をいたしたものでございます。

次に3点目、企業の進出による財政力指数の推移ですが、現在のところ新たな企業進出の時期が明確になっておりません。しかし、近年の本町の単年度の財政力指標を見ますと、平成14年度が0.860、平成15年度が0.858、平成16年度単独で0.902と、高い水準を維持しながら推移をしております。

この傾向から見てまいりますと、企業進出により、法人税、固定資産税の増収が見込めますことから、数値はさらに上昇を続けるものと見込んでおります。財政力指数が1.0を超え、普通交付税の不交付団体となることも近いことと考えております。

次に、4点目、平成16年度、17年度、18年度の経常収支比率、公債比率の見込みですが、まず経常収支比率につきましては、平成16年度82.4%、平成17年度が82.0%、平成18年度は86.5%となる見込みでございます。

次に、公債費比率ですが、平成16年度が21.8%、平成17年度が15.3%、平成18年度が17.0%となる見込みであります。

また、公債費のピークは、平成19年度ごろと見ております。

ただいまお答えを申し上げました数値につきましては、非常に把握困難な今日の経済情勢、また三位一体の改革の具体的な内容が決定されない中での試算でございますので、その点、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） ありがとうございます。その中で、この2番目の固定資産税、特に償却資産等でのこの見込みの出し方ですね、選定、これはどのような形で

出されてこられたのかをご質問したいと思います。

○議長（村井幸夫） 桴木税務課長。

○税務課長（桴木博子） ただいまの岡山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

第2点目の平成17年度、18年度の固定資産税の償却資産の予算見込みは、どのようにしているのかというご質問であろうかと思いますが、償却資産につきましては、土地および家屋以外の事業の要に供することができる試算でございます。その減価償却費が法人税、あるいは所得税の計算上、必要な経費に算入されるものでございます。償却資産につきましては、土地登記簿とか、建物登記簿とかのように、よるべきものが存在しませんので、全面的にその所有者に申告義務が課せられております。

こういったことから、毎年1月1日現在におけます償却資産について、その所在、種類、数量、取得価格、耐用年数等を1月31日までに申告しなければならないとされてございます。

償却資産につきましては、特に竜王町におきましては一大手企業が占めます割合が大変大きいことから、12月には別途調査を実施し、見積もっておりますが、平成17年の数値をいただきましたところ、対前年度比が98.76でございましたので、全体的には過去の動向も参酌し、対前年比95%で見積もりまして、7億7,600万円の予算見込みといたしました。

以上のようなことから算出しておりますことですので、平成18年度につきましては、なかなか動向がつかめないのが現状でございます。現時点では大変厳しい見込額を算出しておりますが、今後、設備投資等がされれば予測以上の税収が見込めるというふうなこともあろうかと思いますが、現時点ではこういった意味から厳しい状況での予算算出としているところでございます。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） これ自体は、実際に申告された中からの計算上という形から考えれば、机の上で電卓をはたいてやった計算になってくると思うんです。町内といっても、そんなに大きくない町内ですので、税務課等で実際に足を使ってどういう状態とか、そういうのを実際に見て行って、その中から話を聞いたりしながら算定するのも1つの手かなと思うんですけれども、そこら辺が今の回答の中では実際にされてない。机の上だけの計算上という形になってお

と思うんです。そういうことが今後、12月からは調査をしたいという話なんですけど、これ、実際にはもう入っているということですけども、そういうことでそのほかのいろんな企業さん等も導入されてると思うんです。そういうのを実際に聞いて回るというのも1つの手かなと思うんですけど、そういうのは考えておられないのでしょうか。

○議長（村井幸夫） 杼木税務課長。

○税務課長（杼木博子） 再度の岡山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおりでございます。税務課としては足を運んで税収の見込みを立てるといえるのは原点であろうかと思っておりますが、先日も町内5社ぐらいの企業さんには訪問いたしまして、いろいろな事情を聴取させていただきました。法人税についての見込みはおおよそお答えいただけるんですけども、設備投資までについてのお答えというのは、なかなか企業さんの今後の動向とかも大きく左右されますことから、お話もしていただけないというのが現状でございます。まことに、答えになっていないような答えで申しわけないんですけども、回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 次に、5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 集落懇談会から得られたことについて質問します。

住民主体を思い、町長みずから各集落へ出向かれ、ひざを交えた集落懇談会を9月末から今月中旬まで、土日も含め公務多忙にもかかわらず大変ご苦労さまでした。

住民の皆さんも身近に来ていただいて、直接お話ができたことに大変感動されておられました。32自治区、それぞれ特色のある発言や提案がなされたことと思っておりますが、そこで特に印象に残る意見などがあれば公表していただけないでしょうか。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 辻川議員さんより、集落懇談会から得られたことについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ご高承のとおり、町長を囲むまちづくり懇談会ということで、日ごろ町民の皆様が町政に対してどのようにお考えをいただいているのか。また、生の声をお聞きして今後のまちづくりへの参考にしていきたくと、こういうことで各区長さんにご無理をお願いを申し、9月30日、林自治区を皮切りに12月17日まで32

の全集落を回らせていただきました。その間、各集落におきましては区長さんには大変お世話になってきました。

また、参加されました区民の皆様には、大変好感を持っていただいて、温かくお迎えをいただきました。所期の目的が達成できたことと感謝をしております。

懇談会のテーマは、これからのまちづくりに必要な、竜王町が自律できるたくましいまちづくりをメインテーマとして、1つには「若者が育つまちづくり」、2つ目には「たくましい自治区づくり」とさせていただきます。

さて、ご質問にあります32集落の懇談内容で、特に印象に残る意見等がありますが、17日に終えたばかりですので、まだまだ十分な集約ができておりませんが、懇談の概要について申し上げたいと思います。

まず、たくましいまちづくりとしては、1点目には市町村合併であります。これは滋賀県や東近江管内の市町村合併が新聞紙上で報道されていますことから、将来の竜王町の展望に非常に関心をいただいております、ありがたく感じたところでございます。

また、2点目には、若者が住みたくなる町、住宅施策や住環境整備、また土地の規制緩和、生活利便施設の整備、さらに雇用対策、子育て支援施策などあります。

3点目には、中心核整備ということでもございます。

4点目には、公共交通システムの確立。

また、5点目には、将来の道路の施策はということでございます。これにつきましては、県道春日竜王線の拡幅、さらに基幹道路新設としては竜王町から野洲市へ、また竜王町から湖南市へ、さらに一部農道整備も出ております。

また、6点目には、優良企業の立地の推進でありました。

7点目には、雇用の促進。

8点目には、行政業務の民営化。

9点目には、第三セクターと地域の活性化などでございました。

次に、安全・安心なまちづくりといたしましては、1点目には防災センターを核にした地震・火災・水防対策、また地域の自主防災組織の確立であり、また、2点目には、防犯自治として、いわゆる交番所の増設。また、消防署の出張所などであります。

また、3点目には、子どもの安全対策としては、通学路対策、バイコロジー交通規制、また街灯の整備などであります。

また、4点目には、病院施設の充実。病院をつくれと、こういうことでもございました。

次に、住みよい環境づくりといたしましては、1点目には、公共下水道整備の促進。

2点目には、町墓地公園施策の充実。

3点目には、生ごみ減量対策。

4点目には、公害監視対策などがございます。

次に、農業振興施策としては、農業経営ができる町、独自の振興施策などがございます。

また、学校教育といたしましては、1点目には、学校の区域外通学。

2点目には、高等学校の誘致。

3点目には、学童保育の充実。

4点目には、専門教諭の充実などがあります。

町の大きな開発動向の質問といたしましては、まず1点目には西武リゾートの開発。

2点目には、雪国まいたけ。

3点目には、スーパーの立地。

4点目には、岡屋の県有地の有効利用。

5点目には、篠原駅南口の整備等々でございます。

次には、行政改革としては、1点目に、窓口サービスの拡大。

2点目に、町広報の一元化。

3点目に地域情報の提供。

4点目には、職員の定数。

5点目には、職員の資質の向上。

6点目には、区長依頼事項の改革などがあります。

次に、たくましい自治区づくりについてでございますが、1点目は、自治区の自律。

2点目は、自ら考え、自ら行うまちづくり事業の継続。

3点目には、大人と子どものふれあいと場所づくり。

4点目には、懇談会の定例化などございました。

概要は以上でございますが、今後におきましても懇談会内容をまとめまして、その結果を住民の皆様や区長さん等に報告し、町広報に掲載するなどして、17年

度に執行できるものにあつては予算化して、前向きに対処していきたいと考えております。

以上、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** はい、ありがとうございました。

32集落回られると、本当にいろんな建設的な意見もある反面、行政と住民の温度差とか、またお互いの理解度というのは低いことも感じられたんじゃないかなと思います。

今年度は、町長は行財政改革は意識改革の年と位置づけられて、町長みずから自治会の方に出向かれたわけなんですけども、また全職員の間では意識改革の取り組みということで、自律推進計画検討委員会を設置されて、5つの班構成でプロジェクトチームによる中間報告もこの前、行われました。

また、竜王町行政改革推進委員会でも提案とか、提言がされてると思うんですけども、議会の方も特別委員会の設置をする方向で動いております。

そこで、1つなんですけども、竜王町行政改革推進委員会の委員構成なんですけども、公募の人が少ないんじゃないかという気がします。特に町長、自治区回られたんですけども、活発な活動をしている青年団層とか、子育てに奮闘されてる女性とか、地域、またあるは家庭での中心となる30歳、40歳の人ももっと取り入れるべきではないでしょうか。

それと、庁舎内で活動されてる自律推進計画検討委員会というのは、今まで企画主監が責任を持っておられて、またそれ以外は竜王町行財政改革推進委員会であるとか、これからの議会の特別委員会は、それぞれの委員長が各代表というか、責任ということになると思うんですけども、こうした3つの委員会をより効率よく成果を挙げるために行政主体ではなく、本当に総括した責任者というのが必要じゃないかと思うんです。その辺について、町長、何かお考えはないでしょうか。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 辻川議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思います。

32集落の皆さん方の非常に平素から、町に思っておられます熱い思いを実感してきたところでございます。こういうことで、町の職員の意識改革とか、また住民皆が意識改革もせなあかんではなかろうかという声もいただいております。

自律推進の中でも取り組んではおりますが、なかなかこれは幅広い面もございます。これも時間が若干かかろうかと思えますけれども、これも積極的にやっ  
ていかなければなりません。

また、行革の推進員のメンバーでございますが、これはまた担当の方から説明  
をさせてもらいたいと思えます。

また、私といたしましては、これからのまちづくりについては、行革委員、行  
政委員、いろいろございますが、若者を交えた、若者が中心となった、そうい  
うグループづくりをしていただき、そういう方々にリーダーになってもらって、  
これからのまちづくりについて中心となって考えていただきたいということも  
計画をいたしまして、先だって幹部会でこれも指示をいたしました。こういっ  
たことを幅広く広げていただきまして、来年には住民フォーラムというような、  
また発表もしていただきたいと、このように思っております。

昨晚も若者にこのことも申し伝えまして、君たち皆さんも十分こういうまちづ  
くりについて検討し、それを反映していただきたいということも申ししておいま  
した。「わかりました」というお返事も聞いておりますので、ぜひとも行革推進  
の、また自律推進も並行しながら若い世代の幅広い意見を集約し、次の世代に  
向かっての対応を立てていただきたいと、このように思っておりますのでよろ  
しく願いをいたします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 私の方から竜王町行財政改革の委員さんの構成についま  
してお話を申し上げたいと思えます。

竜王町の行財政改革の委員さんは15名の委嘱をお願いを申し上げます。  
先般、役員の一部委員さんの変更がございましたので、あわせて公募制度をと  
らせていただきました。公募委員ということで2名の方が参画をいただいております。

それと、今回、専門的な見地からということで、学者、また管財面といえます  
か、税務サイドからのアドバイザーということで専門の方も入っていただいで  
おりまして、あわせて15名でございます。

なお、京都と名古屋の方の関係の大学の先生についても特別のアドバイザーと  
いうことでご委嘱をお願い申し上げておるところでございます。

なお、この任期が年明けました1月末で2年間の任期が一応終了いたしますの  
で、当然継続的に竜王町行財政改革委員として、また再編をさせていただきます

す。こういったときには、今もご指摘をいただいております若い方、また女性の方からの公募を含めて委員構成になるように努めてまいりたいと、このように思いますのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 1月31日までですか、任期は。今までのを見ていると、選出というのが全然、各委員の代表みたいなものでかわりはないなという印象があったので、またその辺、よく検討していただきたいと思います。

町長、今、総括した責任者はないですかという僕の質問に対して、答えになってなかったんですけども、本議会において竜王町収入役事務兼掌条例が提案されて、多分これも可決されるものと思うんですけども、収入役を置かず助役をして、その事務を兼掌させるということ、つまり収入役を置かないということですよね。これは自律計画のもと、あるいは財政状況から提案されたものだと思うんですけども、私は助役の責任範囲というのは、すごく大きく広がったような気がするんですね。

庁舎内の日常業務の点検など、手薄にならないかなというのがちょっと心配に思います。

町長は、行財政改革、意識改革の年として位置づけられた、このときというのは本当に大切な時期じゃないかと思うんですね。それで町長や助役とは、立場は異なりますけれども、言わば会計監査員のような方が非常勤でも結構ですから採用されて、行財政改革の総括責任者、民間的感觉で改革のスピードの低下を招かないように、よりよい成果を挙げていただける人物の登用と、そういったものが必要やと思うんですけども、改革というのは必要なものでなければ当然排除すればいいんですけども、必要なものは取り入れることもすべきであると思います。再度町長、こういった意味で行財政改革の総括責任者というような人物の登用というのは、お考えはないですか。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 再度、辻川議員さんの質問でございますが、総括的な責任者ということでございますが、これは総括的は町長であると、このように思います。

今おっしゃられますように、やはり収入役を置かず、財政面とか、そういう面も確かにあるわけでございますが、やはりこれは町職員あげて、すべてを管理運営し、それを統率をとっていくのが長である。こういった中で、皆が知恵を

出し、力を出し合わないといけないと思います。

人が多ければ安定するかというものではなかろうかと思います。やはり、すべて責任をお互いに持って、知恵を出しながら少ない人数でも、きちんと住民のサービスが低下しないよう、さらに行政事務事業が立派に運営できるよう取り計らっていくのが必要ではなかろうかというようで、それぞれにおいて責任は重うございますが、私はその線に進んでいきたいと、このように思っております。そういうようなことで民間からとか、いろいろな総括責任者を置いた方がいいのではということでございますが、現時点ではその点は考えてはおりません。

**○議長（村井幸夫）** 次の質問に移ってください。

5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 前回に続いて、自治会活動の活性についてちょっとお伺いします。

情報の公開、共有化について、自治会連絡協議会で各自治会の情報交換会を実施して、情報の共有化をさらに促進することをテーマに協議していただいたと思うのですが、その内容や結果についてお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 辻川議員さんより自治会活動の活性につきましてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

自治会活動の活性化によるまちづくりについて、前回、ご質問をいただき、まちづくりは住民が主体となり、考え、行動することが重要であるという認識に立って、情報の公開や共有化について現在の竜王町の自治会活動の状況について具体的な取り組みの様子を報告をさせていただきました。

今回は、その際に報告させていただきました自治会連絡協議会における情報交換会の様子などについてお答えをさせていただきたいと思っております。

町では、11月30日、区長会を開催させていただいておりますが、その実施に先立ちまして区長さんの方で組織いただいております自治会連絡協議会の役員会を開催をいただきまして、今回のテーマであります情報公開についての協議をいただきました。地域は、徐々に変化し、区の行政も営農組織と地縁団体による本来の区民自治に組織再編をいただいているところがふえております。

また、政教分離等につきましても、その体制整備が議論されるところとなっておりますが、まだまだ従前からの課題も多く、地域のリーダーである区長

さまのご苦勞は大変なものがございます。

役員会におきましては、そうした現実の姿を踏まえながら気楽にそれぞれの課題を話せる場づくりとともに、今年度特に關心をお持ちいただいている事項について情報の提供と協議を図り、考える場づくりをしていこうという方向づけをいただきました。

そのための具体的な事項として、役員の皆様で2つの事項を挙げていただきました。

1つは、町の自律推進計画であり、もう1つは、JRバスのその後についてあります。いずれも今日の行政運営、地域自治にとって非常に重要な問題でもありますことから、まず状況を知りたいというお考えのもとに研修会を計画いただきました。

自律推進計画では、行財政改革推進委員会において議論をいただいているさなかであり、議会の皆様にも具体的な説明がされていない段階でありましたが、現在の状況だけでも知りたい、どんな方向になっていくのだろうかという問いかけがされ、11月30日には講師に行財政改革推進委員会のメンバーでおられます谷口浩志先生をお願いされるとともに、企画財政課からの説明を求める研修の場をお持ちいただきました。

また、JRバスの路線廃止後の動向につきましても、その取り組みについて報告ならびに生活安全課から説明を求められたところでもあります。さらに、気楽に話せる場づくりとして町長を囲む懇談会について、11月30日時点では未実施の自治区もありましたので、その状況等の情報交換も計画をいただきましたが、当日、会議の時間が長くなり、十分な交換を行っていただくことができませんでした。

そのことも含め、2月には区長会を予定させていただいておりまして、次回の役員会でいろいろと相談をいただくことになっております。ご質問の要旨にかなわない部分もあろうかと存じますが、さきの自治会連絡協議会役員会、ならびに区長会での様子を報告させていただきまして、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 情報の共有化をさらに推進するというテーマでは、まだ協議してもらってなかったんですね。では、次回に期待します。

住民の皆さんは、いつも言われるんですけど、ある新聞でいち早く町の情報を

得るという人が多くて、これは新聞の特性ですから仕方ないことなんですけども、1つの提案としては町のホームページがありますよね。あれで区長会とか議会のページをもっと充実させて、活用して、情報の公開とか共有化、そういったことをもっとすべきではないかなと思うんです。

さっきも町長が集落に出向かれたこととお話したんですけども、行政と住民自治区との協働、これというのは本当に大切な改革のポイントになると思うんですよね。自律推進計画の具体策、骨子案の中にもあったんですけども、地区担当職員の設置というのがありまして、これは住民、職員さん、お互いの意識改革ということにおいて、非常に必要なことやと思うんですね。

町長が直接住民さんと話をされたことの評価は高く、住民本位の姿勢というのをずっと保つ意味でも、つまり行政のアピールもしていかなあかんし、自治区の課題も把握せなあかんということで、顔の見える行政というのは本当の情報の共有化とか、連携につながると思うんですよ。これは、まだ骨子案ではあると思うんですけども、地域担当職員の設置について、すぐにでも僕なんか実施していただきたいなと思ってるんですけど、何か今後、具体策があればお伺いしたいんですけど。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 再度のご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

先ほど、区長連絡協議会等の状況につきまして報告をさせていただいたところでございますが、議員さん申されておりますように、情報につきましてみんなで共有をしていくということが大変重要なことではないかというふうに思いますし、今、ご提案をいただいております町のホームページを使っての情報の提供とか、そういったことにつきまして今後また十分検討もしていきたいと、このように思っております。

自律推進計画の中で職員の地区担当の問題も出ておるわけでございますが、議員さんのご意見も十分参考にさせていただきながら、また今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** ぜひ、顔の見える行政というか、そういった面で考えていただきたいと思います。

ちょっと、少し観点が違うかもわかりませんが、私の自宅の方に職員さんが

封書を届けてくださるときがあるんですけども、私自身ももっと事務局に顔を出して、メールボックスの活用ができてないということで反省してるわけなんですけど、1年間を通じてかなりの通知とか案内の用紙、封筒がたまりました。いつしかISOの取り組みの中でだったと思うんですけども、ペーパーレスというのは、よく聞いてたんですけども、最近ちょっと忘れられてるのではないのでしょうかというのが1つ疑問です。

それと、今、区長さん宅とファックス通信というのをやっておられると思うんですけども、さっきの続きなんですけど、自治区と行政の間のIT関連の促進状況というか、そういうのもちょっとお聞きしたいと思います。

区長会、議会とか、また各委員会の活動の情報の発信のためにもメール通信の活用とか、ホームページの活用、これ、もっともっと活性化すべきではないかと思うんですけど、その辺についてお伺いします。

**○議長（村井幸夫）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

もっとITを利用せいというようなご質問であろうかと思います。

時代は、そういう時代になってきておるわけでございまして、町の行政もそういうところに、もっと力を置きながら進めていかなければならないというふうに思っておりますし、今現在は、手段としましては文書による連絡や情報提供をさせていただいているというのが中心であるわけでございます。それ以外におっしゃられてますように、有線のファックスを区長さんの家に置かせていただいておりますので、緊急の場合とか、区長さんの方に使わせていただいておりますということでございまして、また簡単な出席の報告とか、また区長さんの方から役場の方へ送っていただくというような、相互に利用もさせていただいておりますが、さらにもっと高度な方法も考えていかなければならないというふうに思いますと、また今後、十分検討していきたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひします。

ペーパーレスというのは、まだちょっとそこまで考えておりませんが、当然そういう時代が来ると思いますが、今後も検討していかなければならないというふうに思っております。

**○議長（村井幸夫）** 次に、4番、近藤重男議員。

**○4番（近藤重男）** 第4回定例会につきまして、一般質問をさせていただきます。農振用地区域および都市計画区域の変更見直しについてでございます。

竜王町は、昭和50年から全町ほ場整備事業が開始され、用排水の分離した30アール区画の美田が先人のご苦勞によって立派に完成されております。農業は、町の基幹産業として位置づけられ、農振の用地区域（青地）を設定した優良農地の保全に努められているが、5年ごとの一部の見直しや農用地転用申請等が提出され、地域事情に即した要望であれば認められておられるのか。今後、町としてどのように考えておられるのか。農用地区域および土地計画区域の変更見直しについて、どのように考えておられるのか、このことについてお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子） 近藤議員さんの農振農用地区域および都市計画区域の変更見直しについてのご質問の1点目の農振農用地区域の変更見直しについて、農業振興課からお答えをいたします。

竜王町では、お話にもございましたように町の基幹産業である農業の基礎となります農地に対しまして、昭和45年度に地域指定を行い、昭和46年度に竜王町農業振興地域整備計画を策定し、今日まで多くの優良農地、農振農用区域内農地として保全をまいりました。

この間、土地利用計画や都市計画区域等との調整を図りながら農業の振興を図るべき地域を明確にし、農業における有効利用と農業の近代化のために計画的に施策を推進してまいりました。

特に昭和50年からの全町ほ場整備事業の推進により、昭和49年度、昭和57年度においては、全体計画の見直しを行い、事業完了後の平成7年度におきましては、今日の社会情勢、今日の農業情勢を見据えた実効性の高い計画として農業振興地域整備計画の再編計画を策定し、有効な土地利用を図ってまいりました。

全町的な見直しにつきましては、おおむね5年ごとの実施が目安とされていることから、平成13年度につきましては第4次竜王町総合計画基本構想に基づきまして、基本的な考えといたしまして若い世代が生き生き暮らせる定住できる環境づくりのもと、集落に説明会、聞き取り調査をさせていただき、実施してきたところでございます。

また、通年の農振農用地区域の除外につきましては、その計画が実現可能な具体的計画であることを確認させていただき、4月、10月に受付をし、所定の手続きをしていただき、農振計画の変更をさせていただいております。

なお、農業施設における軽微変更につきましては、随時の受付となりますが、

各案件ごとにその都度窓口にてご指導等、対応させていただいております。

また、通年の地区除外、軽微変更や大きな計画の見直しに当たりましては、除外にかかる4条件に照らし合わせ、除外後、実現可能な具体計画があることが特に重要であります。

除外にかかる4条件は、1つ目といたしましては、まず農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって変えることが困難であると認められること。

2つ目として、当該変更により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率、かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

3つ目といたしまして、当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

4つ目といたしまして、土地改良事業等施行区域内の土地にありましては、工事完了後、完了年度の翌年度から起算いたしまして8年を経過した土地であることという、4条件が定められております。

このようなことから、平成18年度には5年ごとの全町的な計画の見直しを行うこととなると思いますが、今後も引き続きまして優良農地の保全ならびに確保を図りながら、他の計画、特に都市計画等との整合性を図りながら若者が住みたくなるまちづくりの実現に向けて、その作業を進めてまいりたいと思います。

以上で近藤議員さんの農振農用地の区域の見直しについてのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 小西建設計画課長。

**○建設計画課長（小西久次）** 近藤議員さんから第2点目として都市計画区域の変更見直しに関してのご質問をいただきましたのでお答えします。

議員もご高承のとおり、無秩序な市街化開発を防止し、計画的に市街化を図るために市街化調整区域に区域区分されております。滋賀県においては、12の都市計画区域に区分され、竜王町は2市6町で構成されます近江八幡八日市都市計画として区域区分され、全域を昭和48年12月28日に近江八幡八日市都市計画区域として区域決定し、用途指定を図りながら土地利用とまちづくりを行っております。

滋賀県においては、原則的に5年に1度の見直しが行われることから、現在まで昭和57年2月12日、平成3年1月28日、平成5年6月10日、平成11年3月31

日、平成16年末の見直し変更が予定され、現在、竜王町では4,452ヘクタールのうち、市街化区域が253ヘクタール、市街化調整区域が4,199ヘクタールとなっております。

その内訳は、山之上・鏡地先の工業専用地域が205ヘクタール、山之上・小口地先の工業地域が41.6ヘクタール、山之上地先の第1種中高層住居専用地域が5ヘクタール、第1種住居地域が1.1ヘクタールであります。

都市計画の変更につきましては、竜王町は近江八幡八日市都市計画といった広域的なエリアの中で、人口の幅が制限されていることから、市街化の設定につきましては他市町との十分な人口調整が必要になってきます。

現時点におきましては、区域内人口フレーム・市町の再編等の関係から人口調整が困難なときであります。

今後、5年後には合併後の都市化区域の設定を見越した区域決定が行われると聞いております。滋賀県においては、平成16年度から平成17年度で市町村合併を視野に入れた都市計画の基礎調査の事前準備が進められております。このことから、竜王町におきましては合併に頼らない自律推進によるまちづくりを進めておりますことから、「若者が住みたい、働きたい、離れたくない、魅力あるまちづくり」を進めるためには、今後とも周辺地域、県等上位機関とも十分な調整を図りながら町土地利用構想に基づく商業系、住居系、工業系のマッチした基本的な竜王町独自の都市計画マスタープランを策定し、事業実現に向けた取り組みを早急に推進していく考えであります。

以上、近藤議員さんの都市計画に関するご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 4番、近藤重男議員。

**○4番（近藤重男）** さきにお答えいただきました農振地の関係でございます。これにつきましては、5年に1回の見直しという中でございます。各集落の区長さんにそのことを十分説明をされて、この見直しをされているというふうに聞いたところでございます。これにつきまして、やはり十分、区民の方にも徹底をしていただかないと困るように思うわけでございますけど、その点については、その当時の区長さんにつきましては徹底されていると思っておりますけれども、非常に簡単に思われている方もあるし、そのことがわからないという農家の方もあるわけでございます。その点についてお伺いしたいわけでございます。

それからもう1つ、2点目の市街化調整区域、このことにつきまして山口町長さん、集落の方へ出向かれまして、町長さんを囲む懇談会で非常に「若者の住

むまちづくりをしていくんだ」と、このようにお話もされております。

また、非常にそういうものに関心のある方につきましては、簡単にそれができるのではなかろうかと、このように考えておられるわけでございますので、それにつきましてはどのように今後指導されるのか、ご質問したいわけでございます。

**○議長（村井幸夫）** 三井農業振興課長。

**○農業振興課長（三井せつ子）** 近藤議員さんの再質問の農振の全体的な見直しについての各集落への周知のお話でございますが、側近で平成13年度にこの全体的な見直しを実施をしております。そのときには、各字区長さんはもちろんでございますが、そのときは営農部長さん、また土地改良の関係につきましては工区長さん等、出席をいただきまして、一緒に全体会議を開催をさせていただきまして、ある時間、一定時間を持ちまして聞き取り調査も各字ごとに実施をさせていただいております。そういう中で、集落の中で十分ご協議をしてくださいということもお願いを申してきたところでございますので、平成18年度、全体的な見直しをするという形で進めさせていただこうと思っておりますが、この全体的な見直しにつきましては、各集落区長さんを中心に改良組合長さん、また現在は農村保全委員さん、工区長さんにかわりまして農村保全委員さんでございますので、その辺、各集落で十分集落の意向を聞きながら聞き取り調査も十分させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうか農振の見直しについてはご理解をいただきますようよろしくお願いをいたしまして、近藤議員さんのご質問のお答えといたします。

**○議長（村井幸夫）** 小西建設計画課長。

**○建設計画課長（小西久次）** 近藤議員さんの再問の都市計画に関する質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議員もおっしゃられましたけれども、町長が集落回りをされておりました、その中に基本的なまちづくりと、若者が住みたくなるまちづくりということを以前から提唱されておりました。しかしながら、先ほども申しましたように都市計画の線引きというものは5年に1度見直すというふうに決まっております。

しかしながら、先ほども申しましたように竜王町が住民の皆さん、また行政が一体になりながら町の土地利用計画に基づきます構想等、また都市計画のマスタープランを住民さんと一緒になりながら、つくりながら、きちんと町独自として仕上げると。それを仕上げまして上位機関の県であります滋賀県、また国

の方へ働きかけまして、やはり町長が申されておりますまちづくりを早く商業系、住居系を持ってくるんやという意気込みもされております。それに向けまして、行政といたしましては早く関係機関と調整しながら、一生懸命汗をかきながら、その希望に達したいなという思いをしております。

そういうことでございますので、やはりマスタープランを早急に仕上げたいというふうな考え方をしております。ぜひとも議員の皆様方のご協力もよろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 4番、近藤重男議員。

○4番（近藤重男） どうもありがとうございました。るる説明をいただきました。

農業情勢厳しい中でございます。特に竜王町の農業を守っていかんなん、また農振の区域をしていかんなんという中でございます。ひとつ、こういう難しい時代でございますけれども、適正な指導の方をまたよろしくお願ひしたいと。法的には、限られたものがあるわけでございますけれども、その点につきましてのご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫） 次に、1番、中島正己議員。

○1番（中島正己） 私は、定例会一般質問におきまして、1点、質問を行いたいと思ひます。

公民館ではなく文化会館をとということについて質問いたします。

滋賀県は、県立の文化芸術会館を運営撤退するとのことであります。文化芸術施設のない市町村は、竜王町を含め14市町であるとのことです。竜王町公民館が文化施設ではないとのことでありますが、竜王町では今日までその機能を十分果たしてきたというふうに思っております。

竜王町は、緑と文化の町を標榜しています。また、合併に頼らないたくましいまちづくりを目指して行財政改革に取り組んでいますが、同時に次代に残せる事業、夢と希望の持てるまちづくりについてハード、ソフト面、両面で進めるべきであります。

特に公民館は雨漏りがするなど、老朽化しています。国や県の助成もないかもわかりませんが、独自の施設として建設すべきではないかというふうに思ひますが、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。

昭和50年に公民館が建設されまして30年近くなります。この間、町民皆様方の生涯学習の場として親しまれてまいりました。また、愛されてまいりました。

しかし、30年近くなりますと、ご指摘のとおり老朽化も進んできております。このため、第4次竜王町総合計画において、文化・芸術の振興の基本計画として世界に誇れる薫り高い文化づくりを掲げ、具体的な振興計画では文化施設の充実、文化芸術活動の普及・推進、広域的、全国的な交流の推進を進めるとなっております。

また、9月末より各集落を回らせていただいております。懇談会の席上でも生涯学習の拠点整備としての文化ホールの整備が必要ではとのご意見もいただいております。

現在、国の三位一体の改革が進む中、今後も非常に厳しい財政事情が続くものと予想をされておりますが、第4次竜王町総合計画に基づきまして、基金の確保に努めながら若干時間がかかろうかと思っておりますが、積極的に取り組み、この実現に向け、着実な推進に努めてまいりますので、なお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 1番、中島正己議員。

**○1番（中島正己）** ただいま町長の方から前向きな発言をいただきました。この施設につきましては、まちづくりの核になる部分であるかというように思っておりますし、また町民の皆さんの集える場であろうかと思っております。厳しい財政状況でありますし、難しい面もあろうかと思っておりますが、竜王町の自分の身の丈にあった竜王町らしい施設計画を立てていただきたいなというふうに思っておりますし、また資金の調達、また運営等についても効率化が図られるような施設であってほしいなというふうに思っておりますし、今後、計画を立てていただけるということでございますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで、午後3時00分まで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 一般質問を行います。

県道綾戸東川線の歩道について。

先日の町長を囲むまちづくり懇談会の席で、2つの集落から県道綾戸東川線の綾戸北交差点から中学校西の点滅信号までの間、中学生と小学生の朝の通学が同じ時間帯なので大変危険であると。歩道を拡幅してほしいとの要望がありました。

確かに、この道路は東側に幅2メートルの歩道があるだけで南方向へ集団登校する小学生と、北方向への自転車の中学生がぶつかるように対向するところです。2列で登校すれば当然ぶつかりますし、1列でも雨の日、傘をさしていれば、やはり危険な状態のようです。この県道に歩道の拡幅、もしくは西側への歩道新設の計画があるのか、お伺いいたします。

しかし、物理的な課題がすぐに改善されることは難しく、たとえ拡幅されてもマナーが悪ければ危険はいつまでもついてまわります。小・中学生に対しての交通マナーの指導が大変大事であると考えます。今現在、どのような指導を行っておられるのかお伺いいたします。

現実の危険回避のための対策として、通学時間帯をずらすとか、通学路を変更するとかの検討はできないものなのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） 勝見議員さんから県道綾戸東川線の歩道に関してご質問をいただきましたのでお答えします。

議員もご高承のとおり、県道綾戸東川線は竜王町大字綾戸県道小口川守線交差点から国道8号交差点までの区間であります。

昭和44年に農免農道として新設され、昭和48年に県道昇格いたしました。

国道8号から国道1号を結ぶ主要幹線であり、交通量も増加しております。このため、県道昇格後、順次東側の歩道設置工事を東近江地域振興局で施行していただきました。

ご指摘のように、以前の歩道設置基準により設置していただき、幅2メートルとして児童・生徒の通学路として利用していただいております。歩道幅が狭く、児童・生徒の衝突が起こるために町道中央通り線の延長として平成10年ごろに起点から歯科診療所までの区間において両側歩道を計画し、順次以北に要望していく考えでございましたが、一部は完了し、その後、現在では休止となっております。

議員もご承知のように、道路拡幅等は沿線土地の住民の皆さんの用地提供のご理解・ご協力が必須条件となります。学校・P T A・関係者の協力もいただきながら進めてまいりましたが、一部の整備にとどまっているところでもあります。今後におきましても引き続き両側歩道設置につきまして県に対して要望していく努力をしたいと考えておりますが、さきにも申し上げましたように地元地権者のご理解とご協力がなくては推進はできませんので、議員皆様方のご理解とお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単であります。歩道設置につきましてのご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 勝見幸弘議員さんのご質問の後段の1点目でございます。小・中学生の交通マナーの指導についてでございますが、本町は交通の便がよく、その分、事故に遭遇するリスクも高くなると考えております。事故をなくし、安全で安心して暮らせるまちにするため、交通マナーを守り、交通安全意識を高めていくことが大切であります。

中学生の交通死亡事故を受けまして、二度とこのような事故が起きないように教育委員会、各学校・園で指導の強化を図っております。特に中学校では、警察の方をお願いをいたしまして交通安全教室を開催、また今学期から毎月19日を竜中交通安全の日と定めまして、教師全員が校門指導をしております。

さらにP T Aと連携をいたしまして、毎朝立ち番をする中でヘルメットの着用や交通ルールの遵守、声かけなどの指導をしております。日々、継続をした指導の結果、ヘルメットの着用は以前に比べよくなってまいりましたので、引き続きねばり強く指導を続けてまいりたいと考えております。

ただ、マナーの教育につきましては、学校だけでは限界がございます。家庭や地域の協力や支えがあって十分な効果が発揮できるものと思っておりますので、「おはよう」「気をつけていきや」「ヘルメット被りや」「おかえり」などの言葉がけを通して根気強くご指導くださるようお願いを申し上げます。

あわせて、先日の緊急校長会の席で通学途上ですれ違うときには、お互いに一列になって譲り合うことの再度の指導をお願いしたところでございます。

2点目に、通学時間帯をずらすことや、通学路の変更のご提言をいただいております。そのことではございますが、学校の始業と終業時間は学校教育法施行規

則によりまして、学校長の権限として規定をされております。

また、1時間の授業は小学校が45分、中学校が50分という大枠がありまして、この枠組みを大きく変えることができない状態です。日課表は、それぞれの学校が教育課程を実施する上で最適な時間の割り振りを行いまして、さらに児童・生徒の在校時間や登下校の時間、給食の時間、通学上の防犯の見地など、総合的な観点から決め出しております。

現行の日課表を変更する場合は、無理を生じないよう慎重に考える必要がありますので、勝見議員さんの貴重な提案を参考にさせていただきまして、安全な学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の変更につきましては、以前は交通事故などの配慮をする中で通学路を定めていただいておりますが、平成12年度におきまして変質者が多発をいたしまして、防犯上のことも考慮し、通学路の変更をしていただいた地域も幾つかございます。

それぞれ単位、PTAだけではなく、小学校、中学校のPTAがともに検討をいただきまして、一番安全な通学路を学校と協議をしていただきたいと考えておりまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** ご丁寧にご回答をいただきましてありがとうございます。確かに拡幅の問題につきまして、あるいは西側の新設歩道のことに関しましては大変難しい問題があるということは聞いておりますが、現実問題としては駕輿丁を過ぎて、ちょうど中学校の点滅の信号のあるところまでが一番危険なように思います。この部分だけでも拡幅なり、西側の新設の計画を部分的に推進するようなことができないのかどうかということを再度お聞かせいただきたいと思います。

2メートルの幅といいますと、通常2列に並んで通学をしますと、ほぼいっぱいになります。2メートルの範囲の中に、まだ道路標識等も立っておりますので、実質には2メートルないわけでございます。

なおかつ、それを自転車と対向するがために1メートルにたとえ譲ったとしても、傘をさして通学しておりますと、その幅もあるわけでございますので、自転車も正規のルールどおり、かっぱを着て通学をしておればいいんですけど、傘をさしての自転車の通学であったりすると、ますます危険な状態があるわけでございます。

対策としては、時間帯を変更するという事は、これはなかなか難しいなというふうなことは思いますし、ご回答のとおりだと思いますけれど、通学路の変更ですね。例えば朝だけでも、もう少し東からの集落については、例えば小学生の場合ですと、東側のバイコロジーを通過して歯科保健センターのところまで出てくるとか、また橋本あたりでも田んぼの中の通学路を通過して通学をします。夕方につきましては、防犯等の配慮から通学路を変更されたという回答がありましたけれど、今現在の通学路を変えるというふうな方法も取れるのじゃないかなと思うんですけれど、その点についてご検討いただけたらと思うんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） ただいま、勝見議員さんから再度のご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきますと思います。

今現在、県道綾戸東川線につきましては、2メートルから道路構造令が変わりまして、県道につきましては基本的に3メートル以上ということで、ご存じだと思うんですけれども、日野川を越して国道までは3.5メートルが歩道ということで、それ以後、県におきましては3.5メートルの歩道を設置していただいているというのが現状でございます。

基本的に、先ほど申しましたように、いわゆる県に要望させていただきましたのは、起点の小口川守線から以北に両側に歩道をつけていただくという要望をしております。しかしながら、先ほど申しましたように一部用地の関係で若干休止という状況に現在はなっております。

今、議員ご質問のありましたように、駕輿丁から中学校ということで、部分的に飛ぶわけでございますけれども、今後におきましても県の方へ要望もさせていただきますいなという思いもございますので、その辺、やはり町長が以前の懇談会でもお話も聞いておられますし、その辺、行政といたしまして県の方へ再度要望させていただきますいなというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子） 勝見議員さんの再度のご質問にお答えいたします。

貴重な提案をいただきましてありがとうございます。今の勝見議員さんの提案を早速学校にも連絡をいたしまして、再度指導をさせていただきますと思っております。

ただ、うちの方が思ってますのは、今までは小学校は小学校、中学校は中学校の保護者と学校とが通学路を決めていたわけなんですけども、やはりこれから小学校も中学校もともに、一緒にお互いのことを考えながら通学路を決めていただきたいなという思いがありますので、先日もそのことを校長会の中でも話をさせていただいたようなことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 2つ目の質問を行います。

町税等口座振替のお知らせの個人情報について。

町県民税や固定資産税、水道、下水道料金は、口座振替を利用して支払いを行っておりますが、毎月の振りかえ済通知書と翌月のお知らせには、必ず個人情報であります振替口座が印刷されてきます。こちらの口座から振りかえさせていただきますよとの意味があるのでしょうか、毎月同じ口座であるならば、わざわざ印刷していただかなくても、どの口座から引き落としされるかはほとんどの方は覚えているものだと思うのであります。

民間の同じような通知には、必ず口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡くださいと印刷されていて、個人情報の保護に対して敏感な様子が伺えます。毎月の口座振替を希望する時点において、振りかえのご案内や振替済み通知書の郵送を希望するかどうかも確認をしてくれて、余計なものと思う人にはありがたい制度になっているところもあるようです。

そこでお伺いいたします。口座番号等の表示は、希望者だけにすることはできないものなのでしょうか。口座振替のお知らせや口座振替済通知書も希望者のみ送付することはできないものなのでしょうか。

個人情報の保護に対して条例制定等指導的立場でなければならない行政としての立場からも、お考えをお伺いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 杼木税務課長。

**○税務課長（杼木博子）** ただいまの勝見議員さんの町税等口座振替のお知らせの個人情報についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご承知いただいておりますように、竜王町におきましては平成5年4月1日から個人のプライバシーが侵害されることを防ぐため、町税等の徴収につきましてそれまでの集落徴収、いわゆる納税貯蓄組合方式から納税者個人が直接納めてくださる直接納付に切りかえさせていただきました。その時点から毎月の振

替項目、振替金額、口座番号を表示しまして振替済通知書と翌月のお知らせを配付しております。

当初は、世帯単位の封書でありましたが、それでは個人のプライバシーが侵害されますことから、個人単位の封書に切りかえまして、現在では圧着はがきで対応しております。

今回、勝見議員さんから個人情報の保護の観点からご質問いただきました口座番号の表示は希望者だけにすることはできないかということでございますが、これはシステムを変更することによりまして不可能ではないと思います。

また、口座振替のお知らせや口座振替済通知書についても希望者にのみ送付できないかとのことでございますが、これもシステムの変更によりまして不可能ではないと思います。

また、個人情報の保護に対して条例制定等指導的立場でなければならない行政としての考えはということでございますが、ご承知いただいておりますとおり、平成15年に高度情報通信社会の進展に伴いまして、個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、市町村の責務を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることによりまして、個人の権利、利益を保護することを目的に個人情報の保護に関する法律が制定されたところでございます。

この法律の第11条には、市町村はその保有する個人情報の性質、個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないと定められております。

こういったことを受けまして、今後は町におきましても個人情報の保護に関する条例制定も必至でありますことから、ご質問にございました口座番号の表示とお知らせはがきの送付につきまして、その内容等幅広く慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 民間の同じような通知につきましては、圧着はがきだけではなくて、封書の中身に関しましても口座番号、あるいは銀行名、支店名等は印刷されておられません。希望者のみということになっております。これは、やはりそういうことに敏感なのかなというふうなことと、もう1つは、その通知はがきまで要らないということについては送らなくていいということですので、

省資源、省エネの観点からも理に適ったやり方かなということを思います。すべて一律に今現在郵送されておられるこの町の体制につきましては、早急に見直しをされて改善されるようお願いしたいと思います。

なぜ、そのように言うかと申しますと、個人情報の保護ということについては、圧着はがきとか封書で中身が見えないようになっておりますけれど、一たん印刷されたものについては、必ず個人の手元に届くわけです。その個人の手元に届いたものは、個人がどのように保管するかは個人の責任ですけれど、すぐごみ箱へ捨てる人、ある一定期間保管しておいて捨てる人。

しかし、その情報については印刷された、その印刷物は燃やしてしまわない限り、あるいはシュレッダー処理しない限り、必ず残るわけです。だれかの目に触れる可能性があるわけなんです。そういう個人の労力をあえて町行政が税金を使ってまで、そこまで労力を強いるということについては、これはおかしい話だろうと思います。むしろ要らない方については、要らないと、要らなくていいという処理ができて当然だろうと思うわけでございます。早急にご検討をいただくことをお願いしまして、この質問については終わりたいと思います。

次の質問にいきます。

竜王町にとって、県有地の有効活用とは。

平成15年第1回の定例会の一般質問において、「土地の有効活用について」と題して、西武の土地と県有地について質問させていただきました。

今回は、新しく山口町長がご就任いただいたことでもあり、周りの状況も変化してきておりますので、再度質問させていただきます。

西武の土地は、オーナーの思い入れもお聞きした上で、期待をしておりましたが、オーナー退任ということで残念なことになったと思っております。しかし、いつまでもこのままでは困ります。計画どおり進められるのか、遅れるのか。遅れるなら、どれくらい遅れるのか。また、見直しされるのか。西武の考えを確認してご回答いただきますようお願いいたします。

県有地については、財政事情の大変厳しい中、県も塩漬けの遊休地を何の計画も示さず保有し続けることは、だれが考えても通る話ではありません。県立文化芸術会館は、今現在も有効に活用されていても手放されるのに、竜王町に固定資産税すら入ってこない、イノシシの住みかになっている現状にかんがみ、大切な土地を提供した地元の憤りをどのように県に訴えておられるのかお伺いいたします。

願わくば、優良企業に売却して地元にも、県にも活力を与えてくれるような判断を要求していただければと思うのでありますが、いかがお考えかお伺いたします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 勝見議員さんのご質問の県有地の有効活用等についてお答えを申し上げます。

西武関係については、ただいまも議員ご承知をいただいておりますように西武グループの再編成を検討する経営改革委員会が11月下旬に発足をされ、グループの再編や不採算事業の整理等の再編計画が来年1月末を目途にまとめられることと報道されております。

西武側からは、11月中旬に滋賀県内の関係者より同様の報告を町の方は受けております。経営改革の方針を示されましたら、具体的な内容や事業の方向性等を報告をいただくこととなっております。

西武リゾーツと計画については、町や地元、そして県域まで大きく影響を及ぼす大プロジェクトでありますので、事業者側の動向を見据えながら議員の皆さんと十分相談をさせていただきながら、竜王町として適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県有地の件でございますが、常に土地所有者であります滋賀県に対して、町といたしましてはさまざまな構想検討や有効活用に向けての方向づけを関係者皆様の協力をいただきながら要請を行ってきたところでございますが、インター周辺の好条件の大規模な土地ということで、将来の可能性を含んだ土地でもあるということで、現時点では公共利用を目的に用地取得された経緯や、その考え方も残っておりますので、滋賀県として有効な方向性を探る状況に至っていないのが実情でございます。

勝見議員のご指摘のとおり、地元の皆様より地域振興、地域活性化のためにご提供いただきました大切な土地でありますし、大変経済状況の厳しい状況の中、今こそ経済活性化や地方財政の確立に向けた有効活用を図っていくべき土地ではないかと強く感じておりますし、自律の町を目指す本町にとっても、その動向に大きく期待をしているところでございます。

竜王インターチェンジ周辺は、産業立地に魅力的な地先であると、さまざまな方面から引き合いのある場所でございますし、町といたしましても、その優位性を最大限に生かし、地域経済基盤の安定や雇用の場の確保に向け、本町にふ

さわしい産業の立地誘導に向けて、各方面に奔走いたしてるところでございます。

今後も県有地も含めまして、さらに国・県や経済界等、さまざまな方面に情報発信などを行っていくなどの戦略的な立地誘導に努めてまいりたいと考えております。

県有地の有効活用は、滋賀県としての判断が必要ではございますが、勝見議員のご質問のご意図とする思いは、町としても強く同感させていただくものでございます。

町といたしましても、引き続き早期の有効活用や構想づくりに対しまして、議員皆様とともに積極的な要請活動等を展開してまいりたいと考えますので、今後ともよろしくご尽力等賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、西武の件、県有地の件、いずれにいたしましても今後の、力強く自律するまちづくりの基盤となる案件でございます。今後とも、議員皆さんと十分にご相談の上、協議を重ねながら進めてまいりますので、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 西武のことに関しましては、西武の会社の中のこともありますので、仕方がないかなと思いますけれど、なかなか聞きにくい話かも知れませんが、私が一般質問ですることによって、一般質問に回答しなければいけないので、返事をくれというぐらいのことを言っただけならありがたいなと思って質問した次第でございます。

県有地につきましては、町の方で強力に要請を、積極的な要請活動をするというふうにご回答をいただいておりますけれど、今までから同じような回答でございますが、具体的にはどういうふうな要請活動をしてこられたのかということが聞きたいわけでございます。

どうも、町が思っている方向と県が考えているところのギャップがあったりとか、あるいは本来、その立場でもっと強く県へ要請活動をしていただかなければいけない方の意見が、また違っていたりとか、そういう部分があったのではなかったのかなということを危惧するわけでございます。

國松滋賀県知事は、知事選挙の前に竜王の方と、あるお約束をされたと聞いております。そのことは、どうも山口町長もご存じだというふうなことをお聞き

したんですけれど、どのような約束だったのかということをもし差し支えなければお話いただけたらと思います。

そして、そのことが実行されていないということは、これは公約違反なのかなというふうなことまで考えるわけですけど、その点のお考えについてもお聞かせいただけたらありがたいと思います。

もう1つ、さらに地元地権者に県の施設のために土地を提供してほしい。公共用地とするので、この土地を売ってほしいとお願いをされて購入された、その県がそのことが実現できていないということは、これはひょっとしたら民法第415条でいう、いわゆる債務不履行による損害賠償を請求することができるんじゃないかなというふうなことまで過激なことを考えておるわけですが、そのことについてのお考え、考え方というものについてもご回答をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 県有地について、勝見議員さんの方からお尋ねでございます。國松知事の選挙当時でございます、これは運動に来られまして、知事さん、県有地はどうなるのやというお話のときに私も議員の1人として、はたにおりまして「わしを上げてくれたら何とかするがな」と、こういうような話が出てまいりまして、その後、動こうやないかというようなことを言っておりました。

確約書があるとか、そういうものはないと思います。その後、いろいろ機会があるたびに県有地の問題を度重なるほど話をしてまいりましたが、遅々として進んでおらないというのが現状でございます。

先だっても土地改良の問題で要望にまいりまして、懇談しておりました中で、私のはたで知事が県有地も何とかせなあかんという、知事の方から話がございまして、その問題について早くからお願いしておりますので、ひとつ有効に利用してもらいたいというのが竜王町の念願でございますので、よろしくお願ひしたいと、こういうような話をしておって、まだ具体的な話はできておりませんが、先だってもいろいろな方面から県を通じてそういう位置づけを、企業の位置づけをどうかというようなお話も聞いておりますが、これにつきましても積極的にその方面に足を運んで耳を傾けたいなという実情でございます。こういってことで、ひとつ精力的にこの問題については、公共、公立性ではなく、企業的なものを位置づけしていただけたらありがたいと、こういう思いで私も

この方面について、いろいろ模索をしております。こういったことにつきましては、いずれ具体的に話になってまいりますれば、皆さん方にご相談申し上げながら進めてまいりたいと思っているのが現在の状況でございますので、具体的な話が進んでまいりましたら、いずれにいたしましても皆さん方にお知らせをいたしたいと、こう思っております。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 当時、地元の方からご提供をいただきました土地売買に関しまして、後段、勝見議員さんの方から厳しいお尋ねをいただきました。当時は、そうした不履行とかいう文面の特約事項は入っておりませんので、なかなか現実的には約束違反やないかというような話は、なかなかしづらい部分がございます。契約上は、民法上はそういうようなことになりますけれども、やはり1日も早く岡屋地先の事業展開を県の手でご判断をいただき、取り組んでいただきたいという思いは、これは変わりませんので行政として精力的に取り組みをさらに深めてまいりたいと思っておりますし、ただいまも町長の方から何とかしたいというお話もいただいております。近々、いろんな行動もさせていただけますので、その結果、明確になりましたら、また議員の皆さんにもご報告をさせていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 近々、いろいろな行動をするというご回答に期待を申しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫） 次に、2番、山田義明議員。

○2番（山田義明） 近隣の市との比較についてお伺いします。

ことしも終盤を迎え、近隣する町においては合併による市制が敷かれ、蒲生町も来年新たに発足する東近江市への合併が予定されており、竜王町は4市に囲まれた状態になりますが、竜王町では当面、市町村合併に頼らない個性あふれるたくましいまちづくりを進めていくがゆえに、当分この状態が続きます。

しかし、このような状態下では、何となく取り残されたような不安を抱かれる住民の方々が多いのではないのでしょうか。

現在、竜王町は竜王町自律推進計画の策定に向け、役場職員の方々が調査検討を重ねられておられますが、内容については町民の皆様にはわかりにくいので、なおさらです。今後、町民の皆様への説明については、この自律推進計画の実

施において、おのこの項目に挙げられる数値目標で、我が町の行財政がどのように変わるかを、また近隣の市とはどのような有益化が図れるかを数値、グラフ等でわかりやすく示せるのか。そして、その時期は今年度中と伺っているが、いつになるかをお伺いします。

以上です。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** ただいまの、山田義明議員さんからのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問は、現在検討を進めております自律推進計画につきまして、1つ目には町民の皆さんに対して、わかりやすい計画内容、表現の手法を取り入れていくのか。また、2つ目には、その計画のまとめや町民の皆さんに、いつごろに示せるのかというお尋ねかと思えます。

まず、1つ目につきましては、今日までの行政が示すさまざまな計画は、文書表現が中心で行政用語を使用していることから、町民の皆さんには複雑でわかりづらいというご意見をいただいていたのが現状でございます。

自律推進計画は、これからの計画図書として取りまとめ、作業に入っていくわけですが、議員さんからのご意見もいただいておりますように、これからの自律のまちづくりの具体的な方針を住民の皆様にご理解をいただくことが大切なことですので、計画策定の背景理由、具体的な方針、年次等明記する行動計画などを住民の皆さんに理解しやすいような手法や構成を十分工夫していかなければならないと考えております。

あわせて、広報やホームページを十分に活用し、これらの情報提供や意見集約に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の計画のまとめの目途でございますが、今後、議員の皆様をはじめ、行財政改革推進委員会、区長会等々のご意見を拝聴し、あわせてさまざまな角度から、まちづくり住民アンケート等の住民意向を把握させていただき、来年3月中にまとめを上げさせていただき、住民フォーラム等の開催を行う中で、策定した計画の推進に対して議論や意見集約を考えているところでございますので、この間、議員皆様方からもお知恵やご意見を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

自律推進計画の策定と実行は、個性あふれるたくましいまちづくりの基本となる行動指針でございます。議員皆さんの、さらなるご指導とご協力をお願い申

し上げてまして、答弁とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 2番、山田義明議員。

○2番（山田義明） どうもありがとうございました。

ただいまのご回答の中には、アンケート、あるいは町民の皆さんへの伝達方法についてということでホームページ等をご回答いただきましたんですが、アンケートをされる前に、この策定に関する内容を前もって町民の方々に知らせていただくとかいう話は、ちょっと今、僕自身は聞いてなかったんですけども、そういったものをしっかりと出したあとに、一応、アンケートをしないと、一体何を問うのかという面もございますので、そこら辺、どういう格好でやられるのかを再度お尋ねいたします。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 再質問の1点でございますが、現在、行動計画を策定中でございますので、年が明けましたら、1月中に自治会長さん、いわゆる区長さん方にご説明をするような機会をまず持ちたいなという予定をいたしております。それをもちまして、自治会の方から住民さんの方へお示しをいただく、こういった方法も、ご協力をいただければ、そういうような方向でお願いを申し上げたいなということで、それ以後にアンケート等を集約させていただければなというような手順を現在考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 2番、山田義明議員。

○2番（山田義明） 今のご回答ですと、一応、1月中に区長さんに、住民の人に知らせるような感じということでございますので、それまでにどういう格好で自律推進計画を進めるかという数値等も出てくるということで、そのように理解させていただいてよろしいですね。

はい、ありがとうございます。

今後において、なかなか、これ大変な仕事でございます。いろいろと、これだけを推進するに当たりましては、いろいろと汗や苦勞、やっぱりしてもらわなありません。が、やっぱり町民、また職員の皆さんについても、夢のあるところもひとつあるような内容で推進いただきたいと、かように思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村井幸夫） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 平成16年第4回定例会一般質問、8番、竹山兵司。

質問事項。私は、三位一体改革と町財政などについて伺います。

平成16年12月3日づけ、麻生太郎総務大臣通達などによりますと、平成17年度、18年度において、3兆円程度の国庫補助の負担金の廃止、縮減等を行うことと、あわせて税源移譲は所得税から個人住民税への移譲で行うとあります。具体的には、何を、どのようにするのか。また、我が町は、この三位一体改革をどのように受けとめているのか、担当主監に伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 竹山兵司議員のご質問にお答えをいたします。

まず、三位一体の改革でございますが、平成12年4月に地方分権推進一括法が制定をされ、地方にできることは、地方にとり、国から地方への考え方に立ち、地方の自律と地域経済の発展を目指した地方分権改革が行われました。

しかし、この改革は、分権に伴う財源の移譲が行われておらず、地方の税財政の改革を積み残したものとなってしまいました。そこで、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002、いわゆる骨太の方針について、この財源移譲について、補助金、地方交付税、税源移譲を三位一体で検討するとされました。つまり、国と地方の仕事の分担を再点検し、地方への権限移譲と財政再建を同時に進める改革のことであり、補助金、地方交付税、税源移譲のあり方を包括的に見直すので、このように呼ばれております。

では、具体的に何をどのようにするかであります。翌年の骨太方針2003におきまして、平成18年度までに補助金を4兆円程度廃止し、縮減し、同規模の税源移譲をするとされております。この方針に基づき、平成16年度予算において、約1兆円の補助金削減が行われました。

しかし、補助金の削減に伴う税源移譲は極めて不十分であり、加えて臨時財政対策債を含む地方交付税の削減が一方的、かつ予想をはるかに超える規模で行われたことにより、地方の予算編成に大混乱を起こしました。

そこで、本年4月に閣議決定されました骨太方針2004では、改革の決定にあつては地方の意見に十分耳を傾けることとし、これを受けて全国知事会など地方6団体が8月24日に3兆2,000億円に及ぶ国庫補助負担金等に関する改革案を取りまとめ、小泉首相に提出したところでございます。

しかし、小泉首相の「地方案を真摯に受けとめて」という方針のもと、11月26日に決定された改革の全体像は、地方案とはほど遠いものであり、具体的に積み上げられた補助金見直し額は、厚生労働省が国民健康保険国庫負担金、在宅

福祉事業費補助金など9,340億円、文部科学省が義務教育費国庫負担金、学校教育施設整備費等補助金など8,730億円、国土交通省が公営住宅家賃収入補助など6,460億円などで、合わせて2兆8,380億円となっております。

税源移譲についても2兆4,160億円と目標額の3兆円の8割にとどまっております。また、来年度予算での、どの補助金を削減し、税源移譲は所得税から住民税へ移行で行うとされているものの、どのくらい税源を移譲するか不透明なまま、今後の国の予算編成の中で明らかにされていくこととなっております。

また、地方交付税についても必要な財源は確保するとされておりますが、今後の交付税改革が進められるのは必至であります。竜王町にとりまして、三位一体の改革でございますが、地方の判断で真に必要な事業を自己責任において、多様で個性的なまちづくりを重点的に実施できるようにする、すなわち3割自治からの脱却、地方の自律という点では推進されるべきものと考えております。

一方、自治体の大小にかかわらず、しかるべき財源がきちんと付与されていなければならないとも考えております。町といたしましても、自律への財政基盤を確固たるものにするとともに、分権に耐え得る行政経営能力を身につけていかなければならないと考えております。

以上、竹山議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** ただいま、ご丁寧にご回答をいただいたんですが、いずれにいたしましても竜王町としましても状況がこういった不安定なときほど、住民が希望を持てるような夢のある自律の新しい町、町として健全基盤を確立され、地方分権に耐え得るたくましいまちづくり推進に、さらなる努力をされるように期待をいたしております。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、県道水口竜王線道路拡幅工事などについて伺います。

先般、このことにつきましてお伺いをいたしました。県道水口竜王線は、竜王側の道路工事はできており、あとは舗装工事などが残っております。

また、水口側が通行止めになっております。

現在、工事用地、雑木などの伐採が行われていますが、この道路が開通しますと、水口方面へ車で約40分のところ、約20分に短縮されるように思います。地域交流のため、1日も早い工事の完成を願うものです。この工事などの進捗状況について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） 県道水口竜王線の道路拡幅工事についてお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

さきの平成16年第1回定例会にもご回答を申しましたけれども、本路線は水口町北脇国道1号を起点とし、竜王町山之上主要地方道彦根八日市甲西線を終点とする甲賀・東近江の2つの地域振興局にまたがる一般県道であります。

主要地方道彦根八日市甲西線交差点より、国道477号を通過し、甲賀市水口町境まで3.7キロメートルは、昭和48年ごろより平成15年度までに完了し、一部供用開始をしております。

竜王町におきましては、拡幅工事を完了し、残るのは採石上層路盤工10センチ、表層アスファルト5センチメートルの舗装工事のみとなっております。

一方、水口町地先の未改良区間は750メートルあり、平成13年度に事業着手していただき、両地域振興局が調整を図りながら順次進めていただいているところであります。

用地買収、保安林解除等も平成15年度までに完了し、水口町の起点部交差点付近につきましては、改良工事の一部完了しております。平成16年度事業として竜王町境からゴルフ場入り口付近約160メートルの区間、土工を中心としました改良工事を平成16年11月から平成17年3月を工期といたしまして、発注いただいております。現在は通行止めとなっております。

今後の予定につきましては、現在の道路予算の大変厳しい時期ではありますが、甲賀地域振興局建設管理部により、平成17年度、18年度改良工事、また平成18年度、19年度ごろに舗装工事の完了予定と聞いております。

今後、延長約3キロメートルの舗装工事におきましては、東近江・甲賀両地域振興局にまたがることから、協議を重ねまして、早期完成を要望してまいりたいと考えております。

以上、ご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） ご回答いただきまして、町長さんに少し伺っておきたいと思っております。

この道路が開通いたしますと、甲賀市、竜王町、さらに野洲甲西の湖南市などが近隣市町に含まれるわけですが、とりわけ甲賀市とは竜王町も密接な関係が生まれると存じます。

中島新市長が誕生されて、甲賀市も活気に燃えておられると思うんですが、こうしたことは甲賀市民の皆さんとも交流を深める1つの道路であると存じます。中島甲賀市長さんとうこういったことにつきましても竜王町長が親交を深めていただけるべきだと思うんですが、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま竹山議員さんの方から、水口線の件につきまして、甲賀市長さんとの連携といいますか、この取り組みについてどうかというお話でございます。この件につきましては、現の中島市長になられるまでに県会議員当時に私の方から、竜王町はおおむね完成できたということで、水口の方をひとつ早いことお願いしたいと、こういうようなことを申し入れをいたしました。

当時、八日市の方は、あんだけ進んだのかというようなことで、現場を実は見に来たと、こういうように話をしておられますし、立派にできたあったんやで、これでは水口もどうもならんということから、力を入れてきたというようなお話もしておられますし、市長、今後も早くこの道路の開通については努力していただきたいと、このようなことも申し入れをさせてもらっております。

そして、さらに今現在の三八線でございますが、非常にダイハツ前が混雑するというので、これを早く水口線の開通とともに甲賀市の団地の方へ抜けるように、もう1線、横線をひとつ市長さん考えてほしいんやと、竜王町の方も考えるさかいと、こういうお話も先だってお話をさせてもらいました。

そういうことであれば、甲賀市の方も協力をさせていただきますので、こういうようなお話も聞いております。いずれにいたしましても私も、こういうお話をさせてもらう中で非常に心強く感じたところでございますので、自分といたしましても今後において働きかけをしてまいりたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（村井幸夫） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 町長さんからもお話を賜りました。昔から申し上げるまでもなく、遠い親類より近い隣と申します。町長さんの心意気で近隣市町との交流をさらに深めていただくことを希望しておきます。

次の質問に移ります。

山之上に福祉プラザの建設を。

町内各地に世代交流施設が建設され、大変評価されておりますが、福祉プラザ

などの利用状況を伺います。

また、山之内地先にも同様の場所が必要であり、多くの住民の皆さんの望む声がかかっております。福祉プラザの設置は、気軽に利用できるとの観点から、ぜひともこの福祉プラザの建設がしていただきたいと、このように思うわけですが、このことについて伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** ただいまの竹山議員さんのご質問にお答えいたします。

急速な少子・高齢化の進行に加えまして、寝たきり・痴呆の高齢者の増加により、特に高齢者介護につきましては大きな社会問題となりました。介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度に介護保険制度がスタートし、介護保険の円滑な導入を図る観点から、介護予防事業を実施する拠点施設を整備する必要があり、これら費用に対して助成する措置が平成10年度に設けられました。

本町は、いち早く4カ所のふれあいプラザを整備させていただきました。幸いにも町有地などございまして、地目が宅地であったことで早期の建設ができ、助成を受けることができました。

利用の状況につきましては、毎週月曜日から金曜日までの5日間の利用で、介護予防を図る観点からすこやかサロンの実施や、高齢者の生きがいのための趣味活動、また子育て支援として子育てサロンの開催や、ひとり暮らし高齢者の安否確認のための給食サービスの実施や、心配ごと相談所の開設、障害児サマースクール事業などの活動の拠点として広く活用をいただいております。

お尋ねの福祉プラザでございしますが、介護保険制度を円滑に導入するための立ち上がりの補助事業であり、平成15年度でその目的がおおむね達成されたとして、補助制度が廃止されました。

平成12年度に施行されました介護保険制度は、当初より5年をめどに制度の見直しについて明記されておまして、今年度から18年度をめどに見直しがされておりますが、特に介護保険サービス利用者で要支援や要介護度1の方の利用が全国的に急増し、しかも要介護度の悪化傾向が強い実態がございまして、これらの方にできるだけ早い時期から介護予防を行い、要支援、要介護状態になることを防止するための介護予防事業を実施するという新予防給付の創設が検討されております。

今後10年間は、団塊の世代の方が65歳になられることにより、より急激な高齢

化が進みますことから、今日までの介護保険や老人保健制度の見直しを国において検討中でございます。

今、制度は大変変革、うねりがまいております。また、三位一体の改革により、国は前段の補助金を廃止し、新たに福祉空間施設整備事業交付金が創設される予定でございます。これは生活する圏域を設定し、地域の福祉ネットワーク、情報網、地域の助け合い活動などを進める地域に必要な福祉拠点を計画に盛り込み、この計画に基づきまして整備費用を交付金として市町村に交付される予定でございます。

この対象は、介護予防事業や小規模多機能型で地域に密着したサービスの提供ができる施設整備が対象で、既存の公共施設や民家などを改修して整備するものを主として考えられております。

事業の実施者は、市町村、社会福祉法人以外にも新たにNPO法人、株式会社等が実施することも対象とされる予定でございますが、明確な通知は今のところまいておりません。

町においては、財政状況は大変厳しいものがあり、今日までと同様の整備は望めないもので、当分は4カ所のふれあいプラザを高齢者の介護予防、子育て支援、障害者支援の拠点として、さらに利活用していただけるような工夫と努力をしてまいりたいと思っております。

また、介護予防拠点施設については、NPOなど民間が行う既存施設改修等も可能となる予定でございます。こういったことも視野に入れながら、国や県からの通知を踏まえまして、サービスの基盤の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上、竹山議員さんのご質問の答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 厳しい行財政から、今後そうした建設費用が望めないというようにお話でございますけれども、望めないやなしに、住民皆さんの声を制度がまた変わっていくんやから、何とか期待に沿いたいと、そういうお答えがいただきたかったわけですが、そういうお答えがいただけますように、さらなる福祉の充実に取り組んでいただくことを希望申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。  
これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4 時07分